

令和7年第1回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和7年3月3日〕
〔第1回水戸市議会定例会〕

市議会議案第1号	町及び字の区域の変更について	1
〳　第2号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加 及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について	63
〳　第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	65
〳　第4号	水戸市犯罪被害者等支援条例	67
〳　第5号	水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	69
〳　第6号	水戸市職員定数条例の一部を改正する条例	75
〳　第7号	水戸市職員の旅費に関する条例及び常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	77
〳　第8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	79
〳　第9号	水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	81
〳　第10号	水戸市市税条例の一部を改正する条例	83
〳　第11号	水戸市手数料条例の一部を改正する条例	85
〳　第12号	水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例	105
〳　第13号	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	107
〳　第14号	水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例の一部を改正する条例	109
〳　第15号	水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例	111
〳　第16号	水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	113
〳　第17号	水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	115
〳　第18号	水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例	117
〳　第19号	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	119
〳　第20号	水戸市建築基準条例の一部を改正する条例	121
〳　第21号	水戸市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	125
〳　第22号	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例等の一部を改正する条例	127
〳　第23号	水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例	129
〳　第24号	水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例	131
〳　第25号	令和7年度水戸市一般会計予算	133

市議会議案第26号	令和7年度水戸市国民健康保険会計予算	143
〃	第27号 令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算	147
〃	第28号 令和7年度水戸市駐車場事業会計予算	151
〃	第29号 令和7年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算	155
〃	第30号 令和7年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算	157
〃	第31号 令和7年度水戸市介護保険会計予算	159
〃	第32号 令和7年度水戸市介護サービス事業会計予算	163
〃	第33号 令和7年度水戸市後期高齢者医療会計予算	165
〃	第34号 令和7年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算	167
〃	第35号 令和7年度水戸市水道事業会計予算	169
〃	第36号 令和7年度水戸市下水道事業会計予算	173

市議会議案第1号

町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町及び字の区域の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第260条第1項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

別 紙

大字中大野字安藤前に変更する区域

大字中大野字安藤坪 449
及びこれらの区域に隣接する水路 1608

大字中大野字安藤坪に変更する区域

大字中大野字安藤前 400の1, 401の1, 402の1, 403の1, 405の1

大字中大野字早苗田に変更する区域

大字中大野字安藤前 435の1, 437の1
大字中大野字安藤坪 436の1
大字中大野字田中坪 522, 524の一部, 525の1, 525の2, 526, 527
大字中大野字上坪 2041の1の一部, 2057の一部
これらの区域に隣接する道路 1521から1523まで, 1534の一部
これらの区域に隣接する水路 1614, 1615, 1625
及び大字中大野字上坪2041の1に隣接する水路である市有地の一部

大字中大野字寺下に変更する区域

大字中大野字竹ノ下 561, 562, 564から573まで, 575, 576
これらの区域に隣接する道路 1532, 1534の一部
これらの区域に隣接する水路 1605の2, 1626, 1627

大字中大野字紺屋前に変更する区域

大字中大野字紺野前620に隣接する道路 1527の一部
大字中大野字紺野前620に隣接する水路 1601, 1652

大字中大野字行屋下に変更する区域

大字中大野字行屋下591に隣接する道路 1527の一部
大字中大野字行屋下591に隣接する水路 1604

大字中大野字上坪に変更する区域

大字中大野字少々内 363の1の一部
大字下大野町字上よご 1322
大字下大野町字上坪 6750の一部, 6751から6755まで, 6756の1, 6756の2, 6757の1から6757の3
まで, 6758の1, 6758の2, 6759, 6760の1, 6760の2, 6761, 6762, 6763の
一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部

大字下大野町字下ヨゴに変更する区域

大字中大野字少々内 363の1の一部

上国井町字滝ノ上に変更する区域

上国井町字柳沢 3473の2, 3474の2, 3475, 3476の1, 3477から3480まで

上国井町字南湿気 3481, 3482, 3483の1, 3484の1, 3485の1

上国井町字南台 3609から3614まで, 3615の1, 3615の3

上国井町字阿川台 4020の1, 4021, 4022の1, 4024の1, 4086から4088まで, 4090, 4091, 4093から4099まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の一部

上国井町字北原西に変更する区域

上国井町字北原 4207から4223まで, 4224の1から4224の3まで, 4225から4240まで, 4241の1の一部, 4242の1の一部, 4244の2の一部, 4245の1の一部, 4246の1の一部, 4247の2の一部

上国井町字申塚 4313から4316まで, 4317の一部から4319の一部まで, 4320から4328まで, 4329の一部, 4330, 4334の一部, 4335から4338まで, 4339の一部, 4344の一部, 4345から4349まで, $\frac{4350}{4351}$ の1の一部, 4353の1の一部

上国井町字寺畑 4354の1の一部, 4355の一部, 4360の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部

上国井町字北原東に変更する区域

上国井町字北原 4241の1の一部, 4241の2, 4242の1の一部, 4242の2, 4242の3, 4243の1, 4243の2, 4244の1, 4244の2の一部, 4244の3, 4245の1の一部, 4245の2, 4245の3, 4246の1の一部, 4246の2, 4247の1, 4247の2の一部, 4247の3, 4248から4250まで, 4251の1, 4251の2, 4252から4281まで, 4283から4294まで

上国井町字申塚 4350の2, $\frac{4350}{4351}$ の1の一部, $\frac{4351}{4352}$ の1, 4351の3, 4352の2, 4353の1の一部, 4353の3

上国井町字寺畑 4354の1の一部, 4354の2, 4360の1の一部, 4360の2, 4360の3, 4361の1, 4361の3, 4362, 4363, 4364の1, 4364の2, 4365から4368まで, 4373の一部, 4374から4378まで, 4379の一部, 4384の1, 4384の2の一部, 4385から4387まで

上国井町字寺畑前 4599, 4601, 4637から4648まで, 4649の一部, 4650, 4679の一部, 4680

上国井町字湿気 4600

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部

上国井町字申塚に変更する区域

上国井町字北原 4332

上国井町字寺畑 4355の一部, 4356から4358まで, 4359の1, 4360の1の一部, 4369の2
上国井町字湿気 4388から4411まで, 4412の1, 4412の2, 4413から4429まで, 4430の2, 4430
の3, 4431から4435まで
上国井町字寺畑前 4482から4488まで, 4506から4514まで, 4515の1, 4516の1, 4517の2, 4518
の1, 4519の1, 4520の1, 4521から4523まで, 4543の1, 4544の1, 4545,
4546の1, 4547の1, 4548の2, 4549の2, 4564の2の一部, 4565の2, 4565
の3の一部

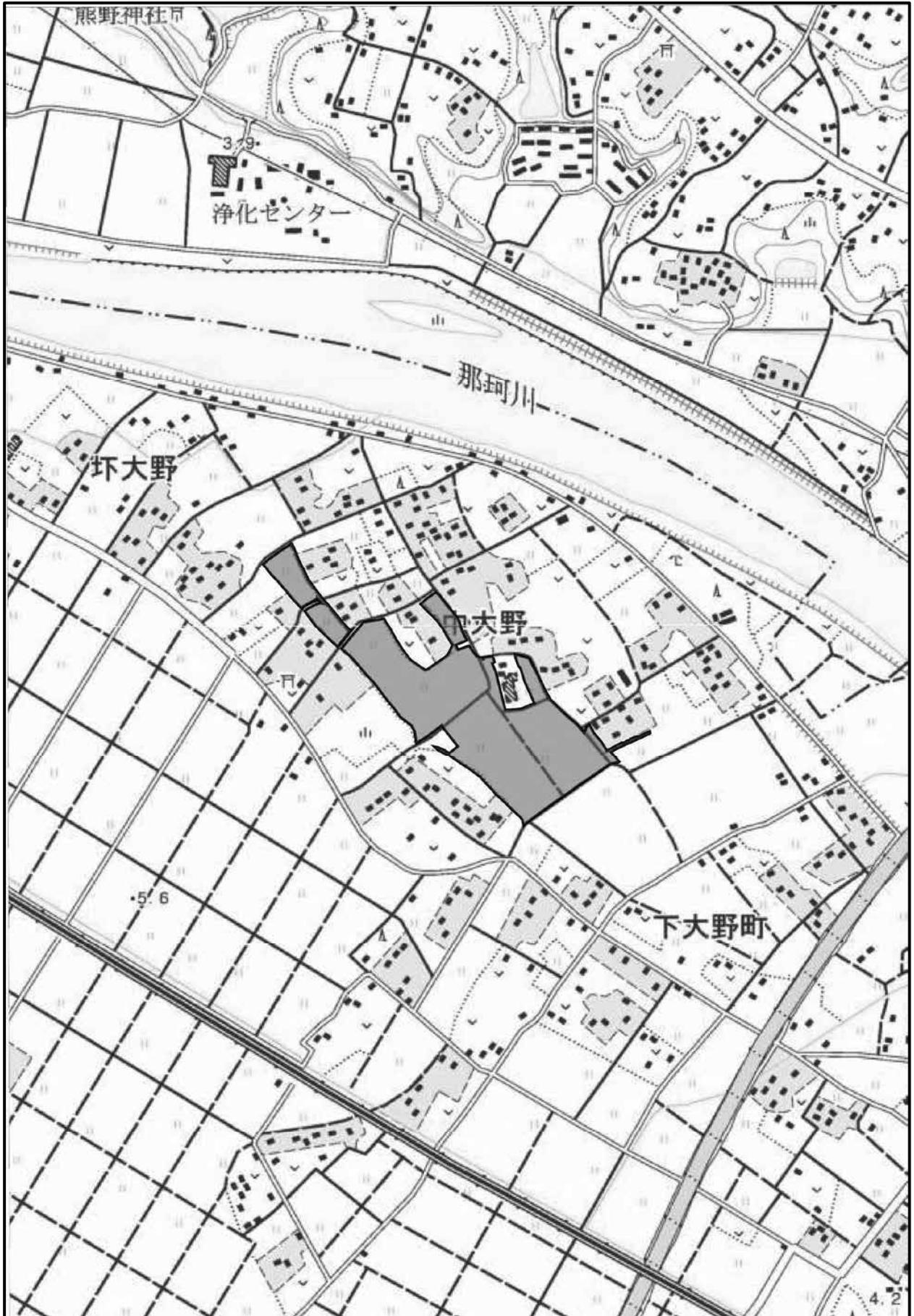
及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の一部

上国井町字寺畑前に変更する区域

上国井町字寺畑 4359の2, 4369の1, 4369の3, 4370から4372まで, 4373の一部, 4379の一
部, 4380から4383まで, 4384の2の一部

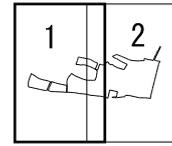
及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部

位置図



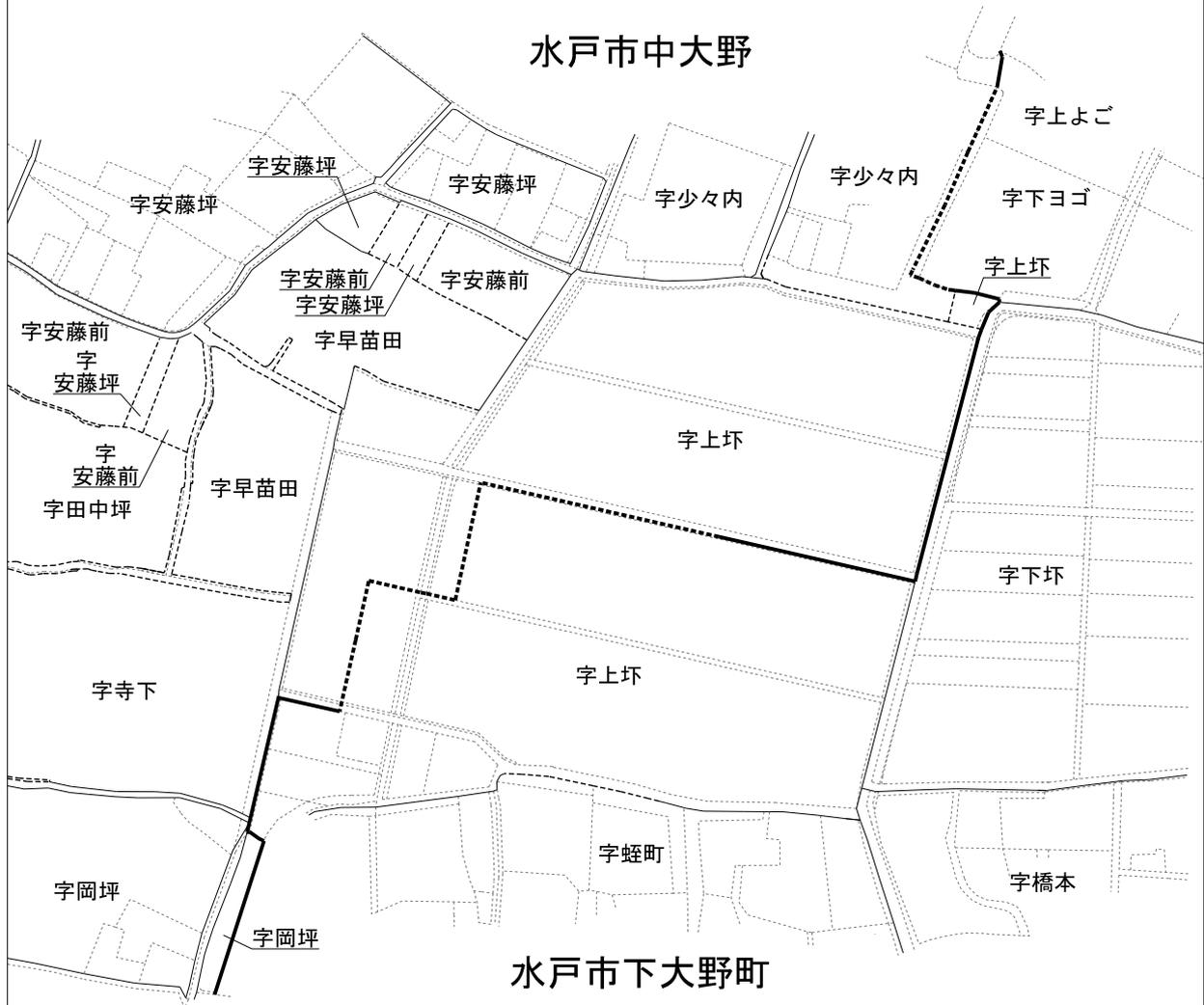
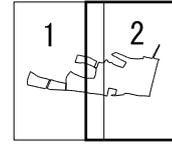


町・字区域変更図(変更前)



凡 例	
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	-----
町 界	—————
字 界	—————

町・字区域変更図(変更前)

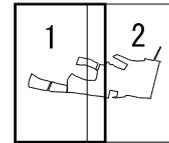


大字中大野

凡 例	
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	-----
町 界	—————
字 界	—————

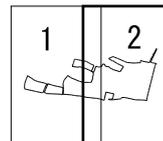


町・字区域変更図(変更後)



凡	例
町界変更箇所
字界変更箇所	-----
町界	————
字界	———

町・字区域変更図(変更後)



水戸市中大野



水戸市下大野町

大字中大野

凡 例	
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	-----
町 界	—————
字 界	—————

町・字区域変更図
 中大野字安藤前に変更する区域(2/2)



大字中大野

水戸市下大野町

凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	

町・字区域変更図
 中大野字安藤坪に変更する区域



凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	



町・字区域変更図 中大野字早苗田に変更する区域(1/2)



凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	

町・字区域変更図
 中大野字早苗田に変更する区域(2/2)



凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	



町・字区域変更図 中大野字寺下に変更する区域(1/2)



凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	

町・字区域変更図
 中大野字寺下に変更する区域(2/2)



凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	

町・字区域変更図

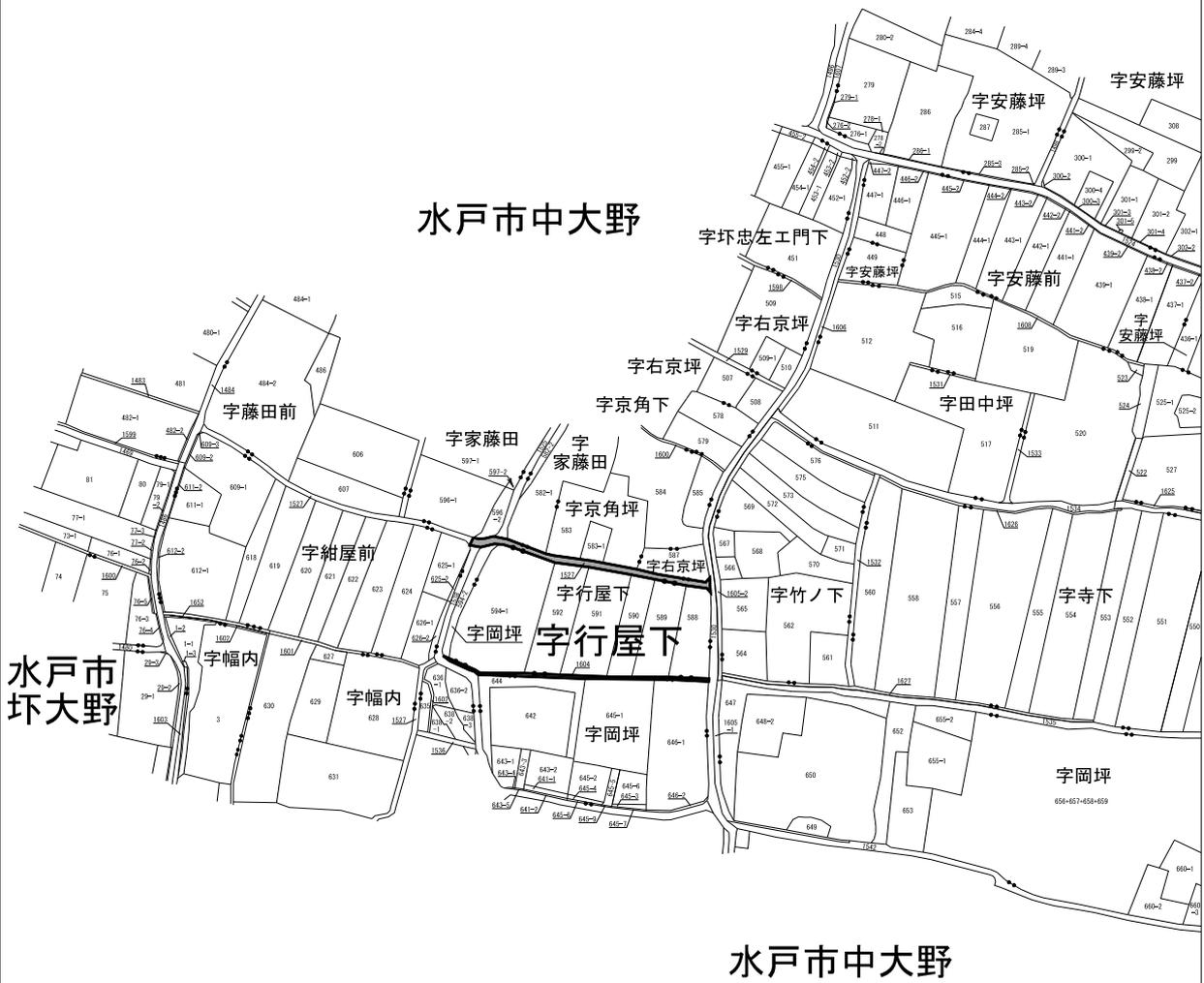
中大野字紺屋前に変更する区域



凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	

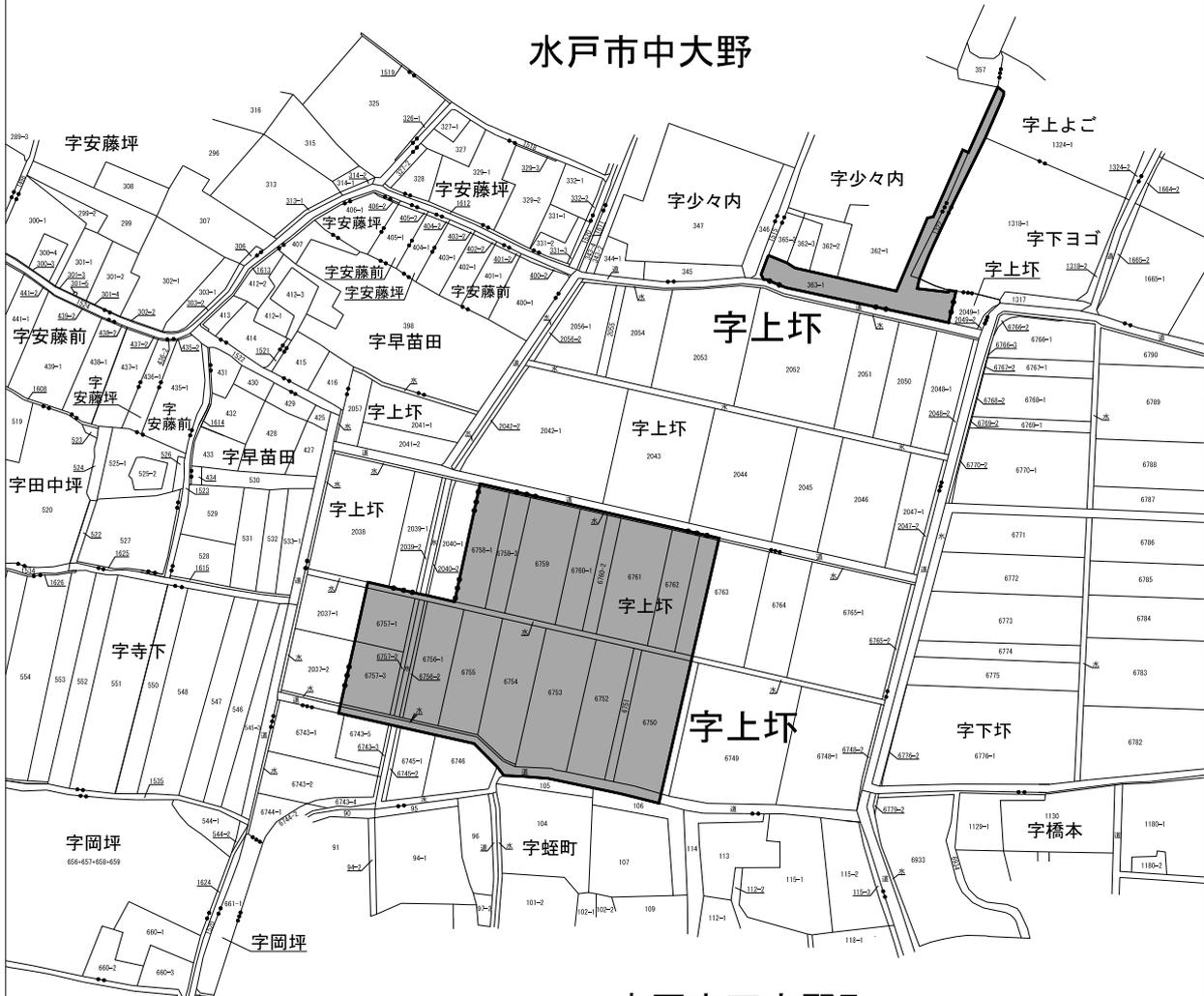


町・字区域変更図 中大野字行屋下に変更する区域



凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	

町・字区域変更図 中大野字上坏に変更する区域



大字中大野

水戸市下大野町

凡 例	
変更する区域	
町 界	
字 界	

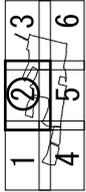
町・字区域変更図



凡 例	
旧 字 界	—
新 字 界	—●—
変更する区域	■



町・字区域変更図



凡 例	
旧 字 界	—
新 字 界	—●—
変更する区域	■

水戸市中大野





別紙拡大図1

字安藤前
439-1

字早苗田
435-1

438-1

437-1

436-1

435-1

441-1

439-2

301-2

301-4

302-1

302-2

303-1

303-2

413

1613

414

1522

430

431

432

428

433

1523

1614

526

525-1

525-2

1524

437-2

438-2

438-1

437-1

436-1

435-1

520

523

524

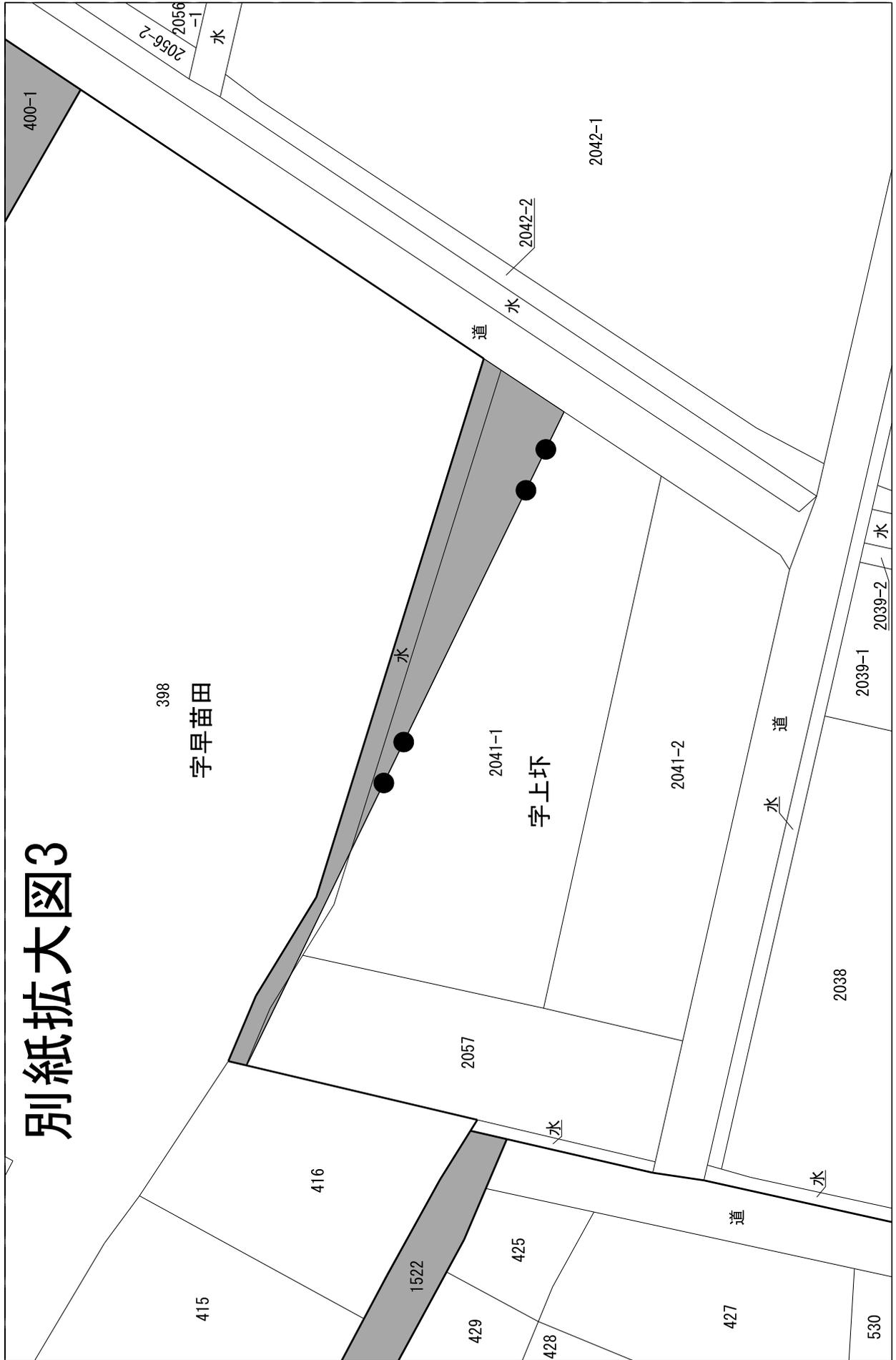
525-1

525-2

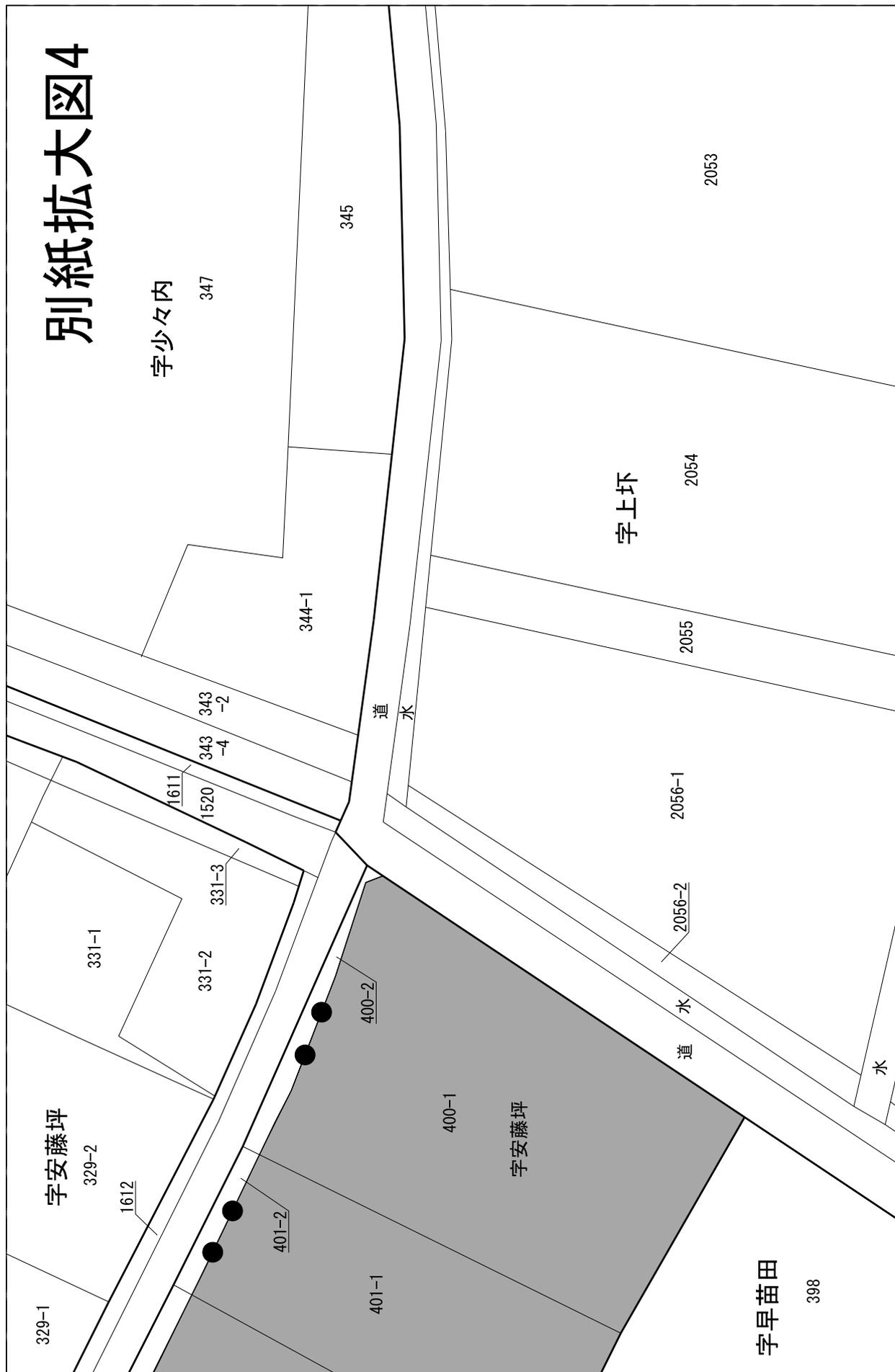
1608

519

別紙拡大図3



別紙拡大図4

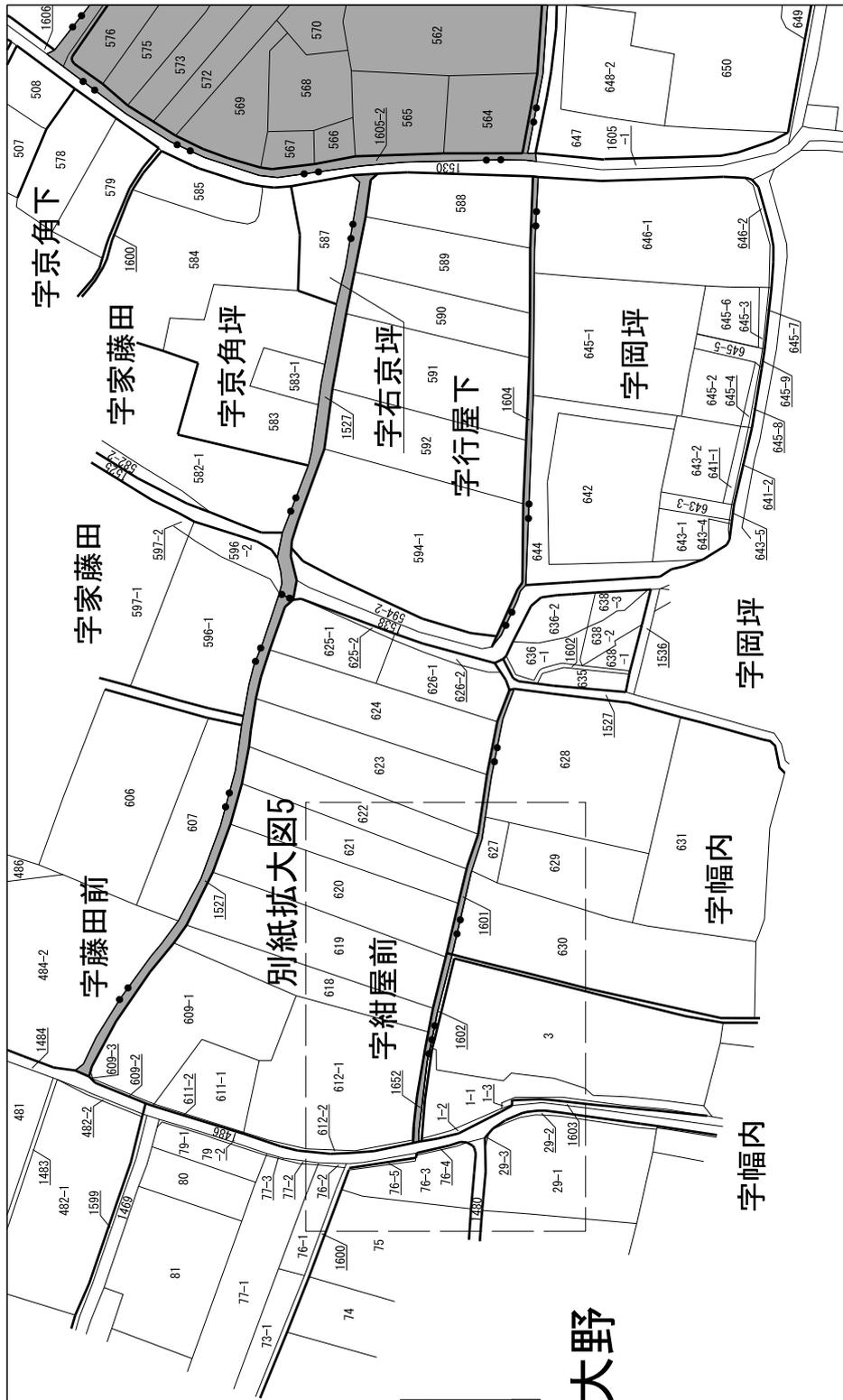




町・字区域変更図

1	2	3
④	5	6

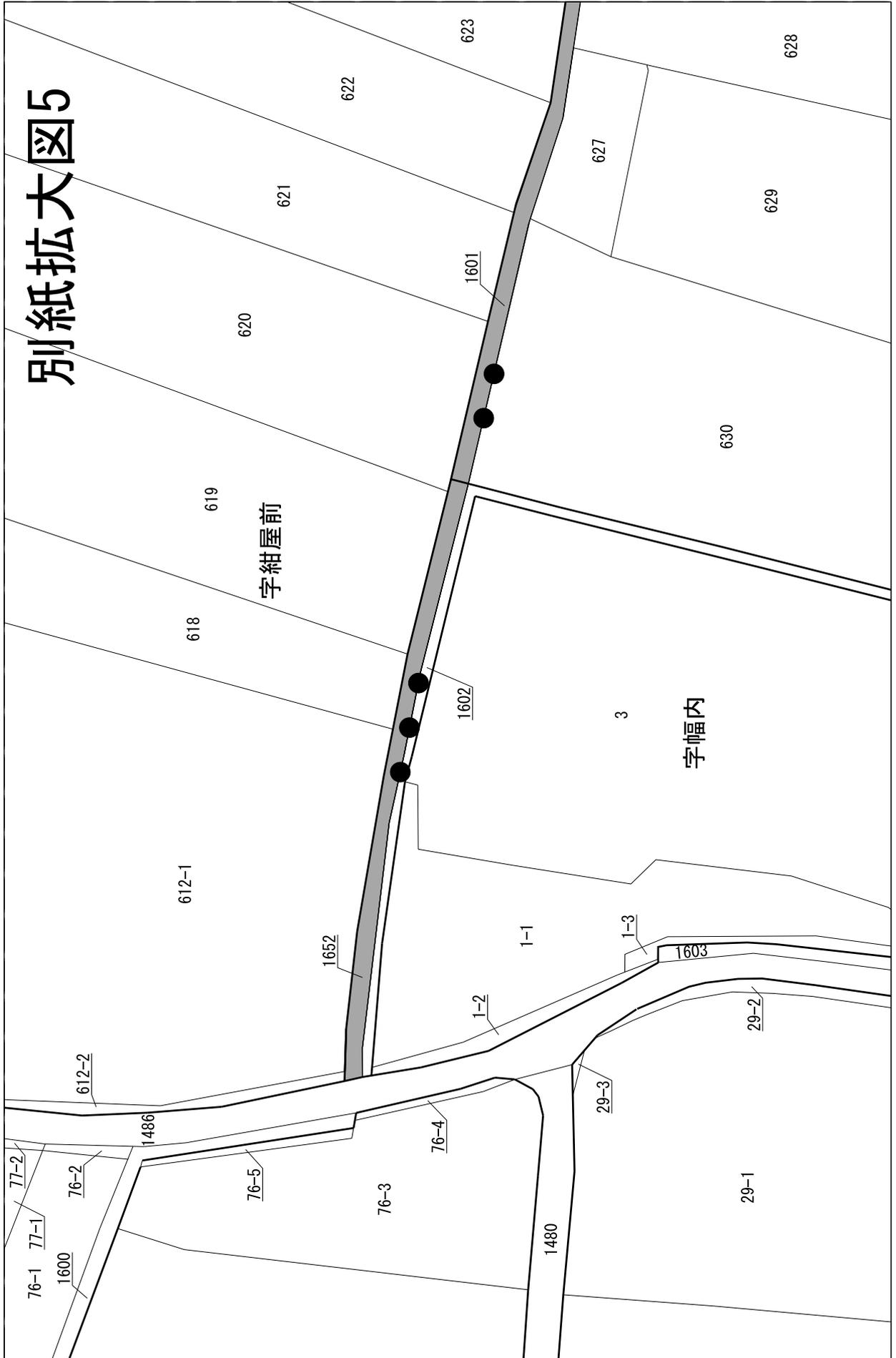
凡 例	
旧町・字界	—
新町界	—●—●—●—●—
新字界	—○—○—○—○—
変更する区域	■

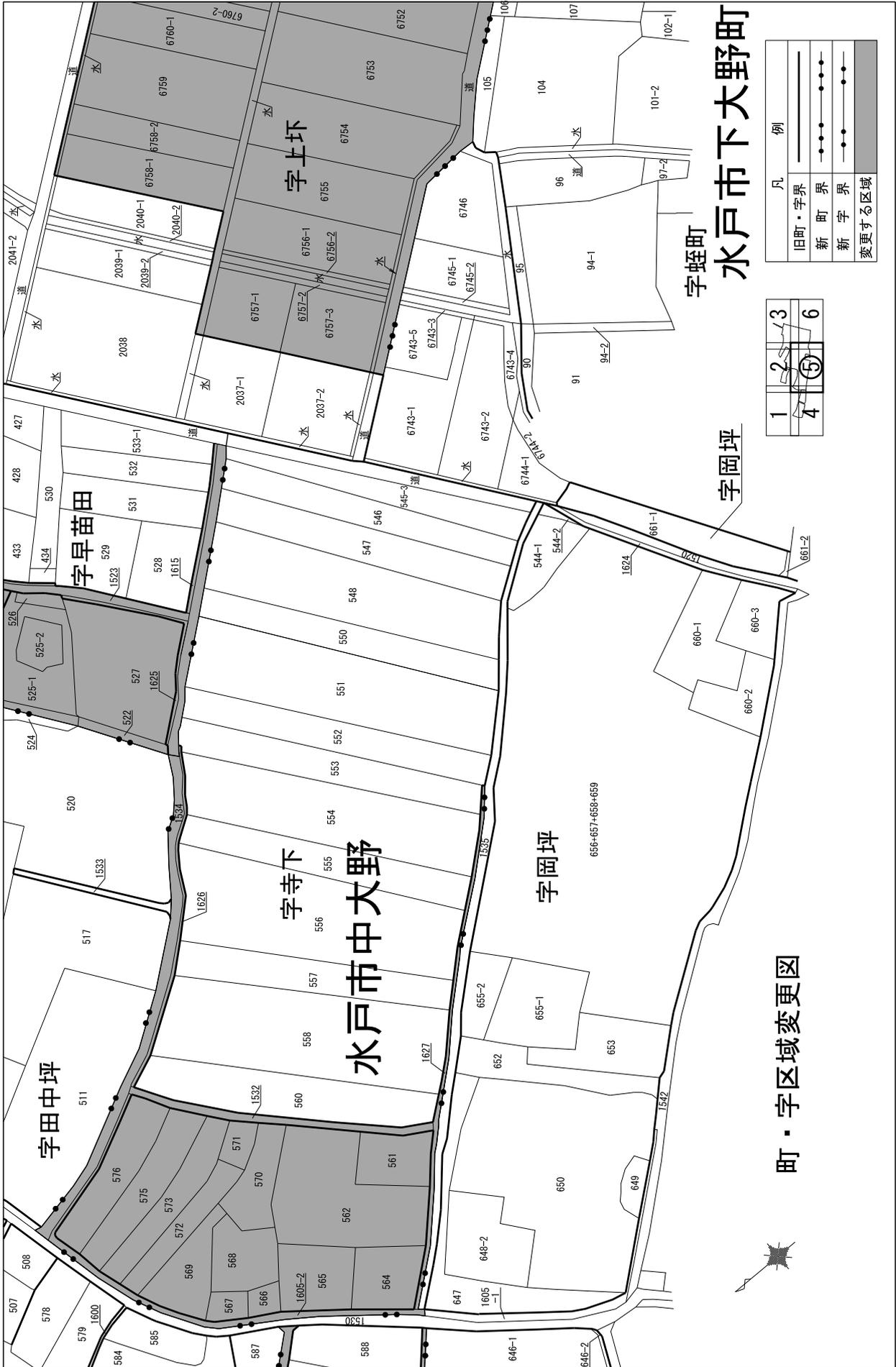


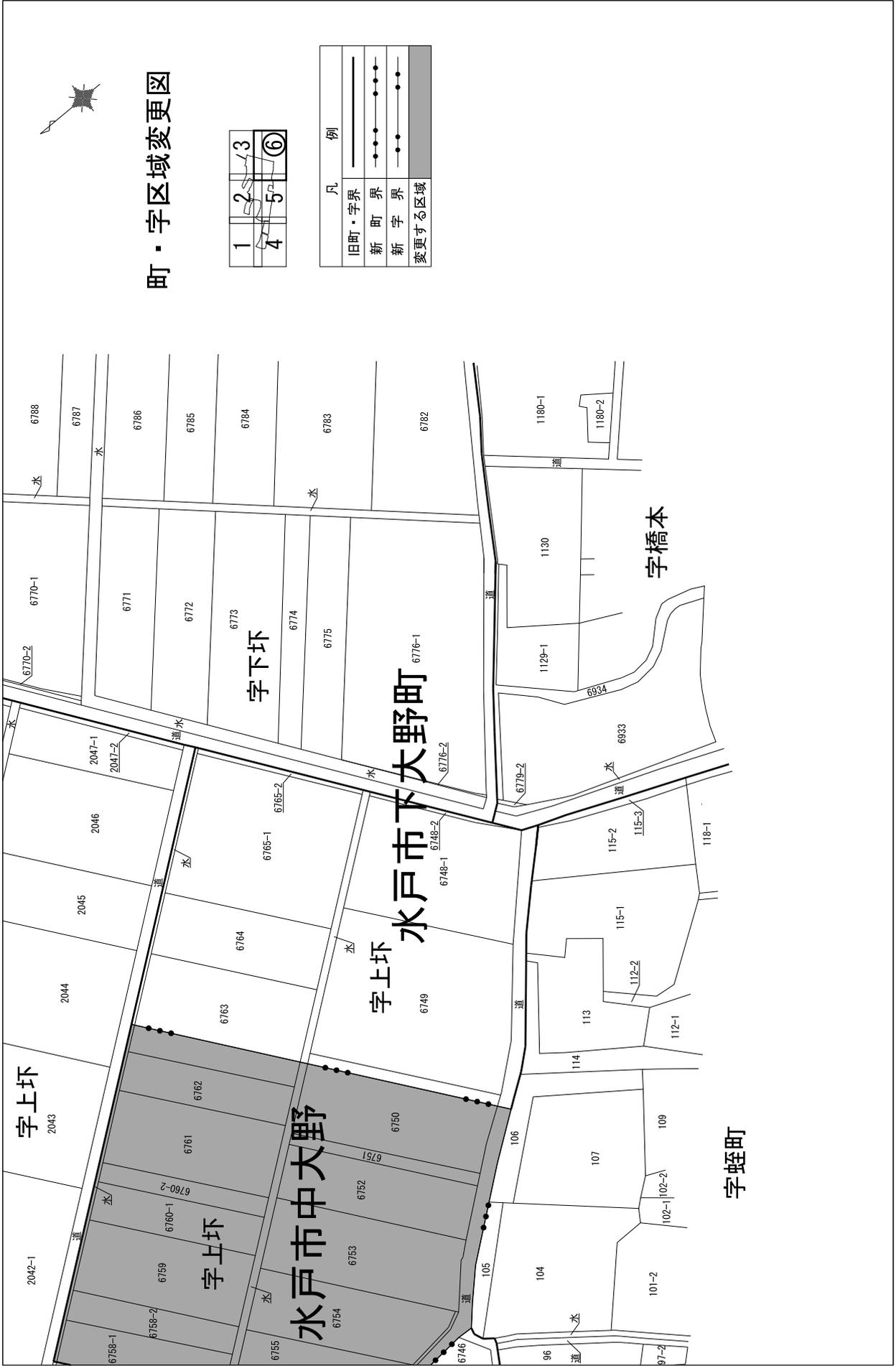
水戸市坏大野

水戸市中大野

別紙拡大図5





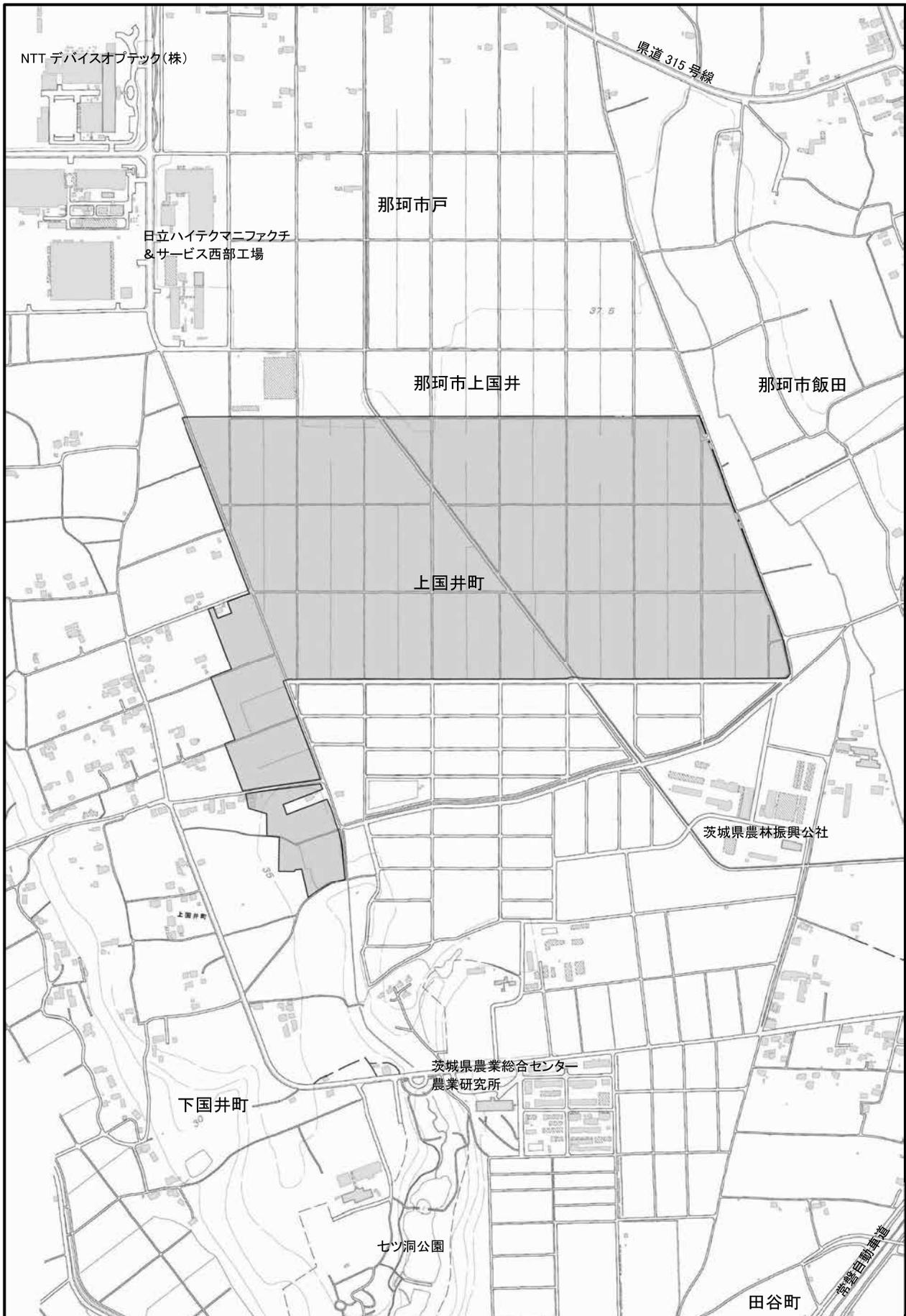


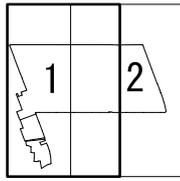
町・字区域変更図



凡 例	
旧町・字界	——
新町界	- - - -
新字界	· · · ·
変更する区域	■

位置図





町・字区域変更図(変更前)



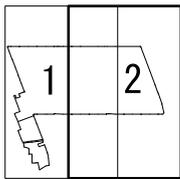
那珂市



水戸市上国井町

水戸市上国井町

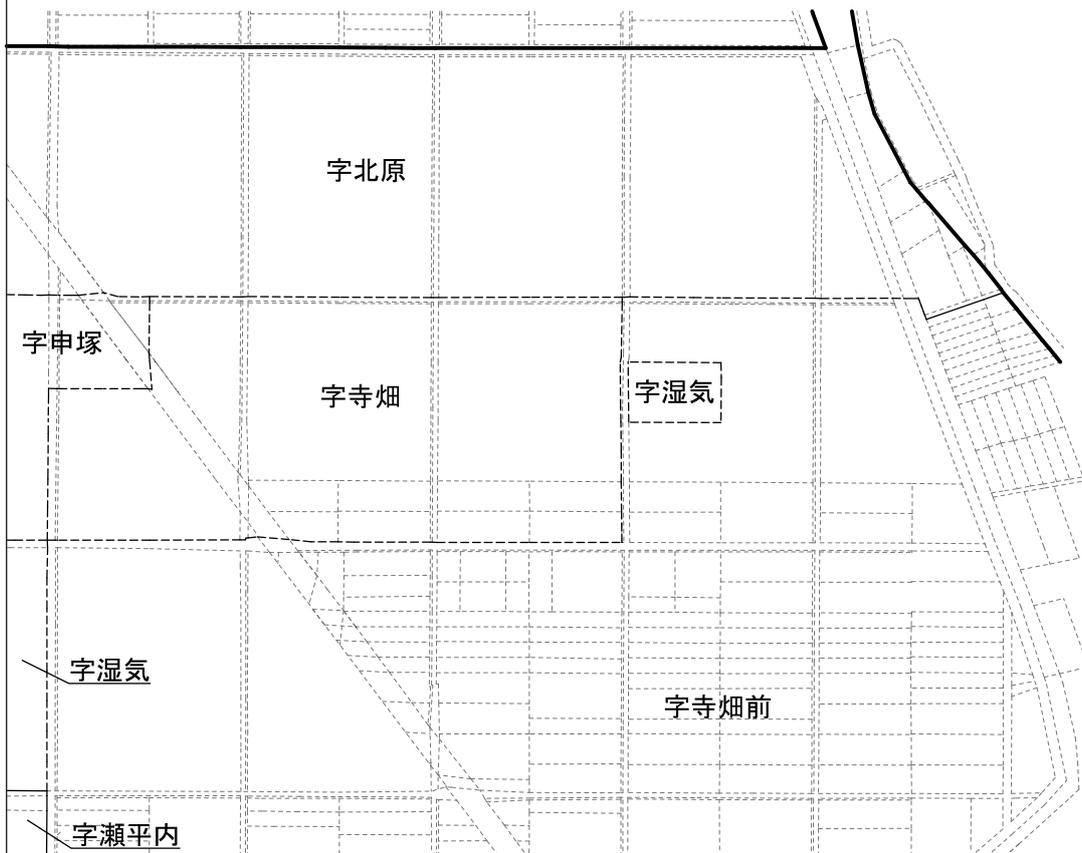
凡 例	
行政界	—————
字界変更箇所	- - - - -
字界	—————



町・字区域変更図(変更前)

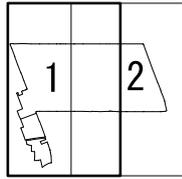


那珂市



水戸市上国井町

凡 例	
行政界	———
字界変更箇所	- - - - -
字 界	—————



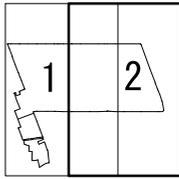
町・字区域変更図(変更後)



那珂市



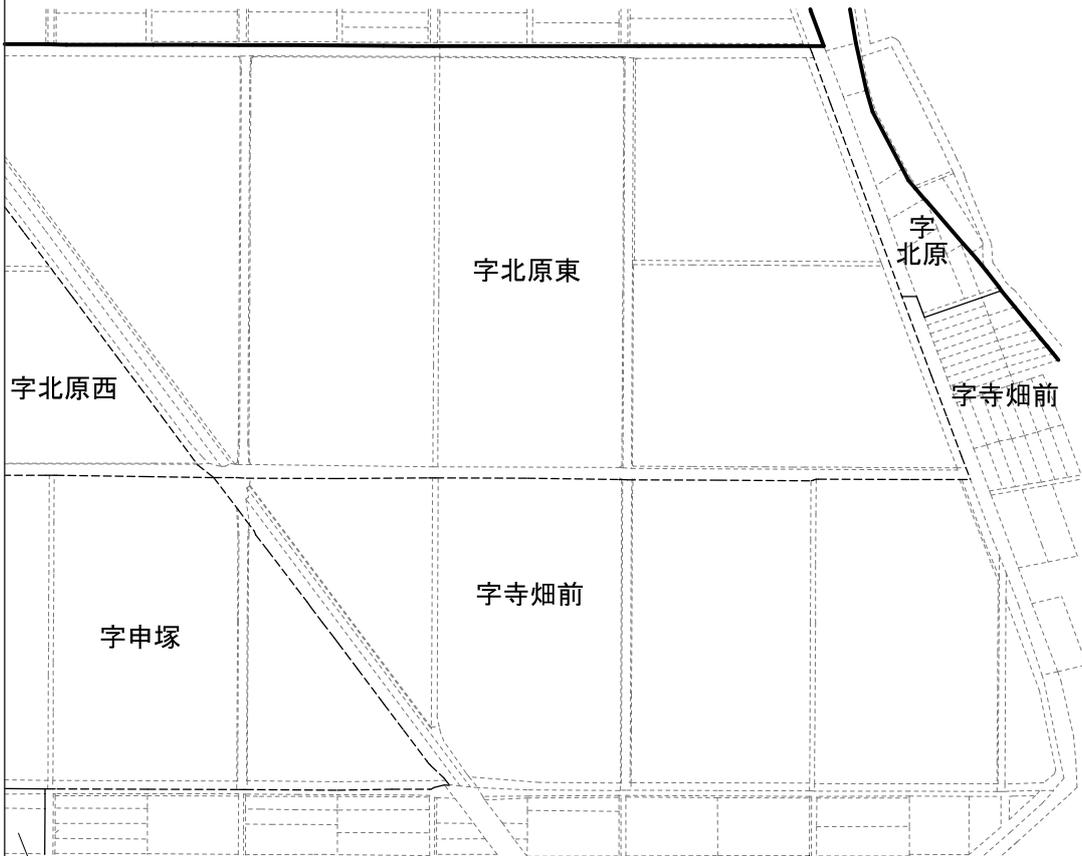
凡 例	
行政界	———
字界変更箇所	- - - - -
字 界	—————



町・字区域変更図(変更後)



那珂市



字瀨平内

水戸市上国井町

凡	例
行政界	
字界変更箇所	
字界	

町・字区域変更図

上国井町字滝ノ上に変更する区域

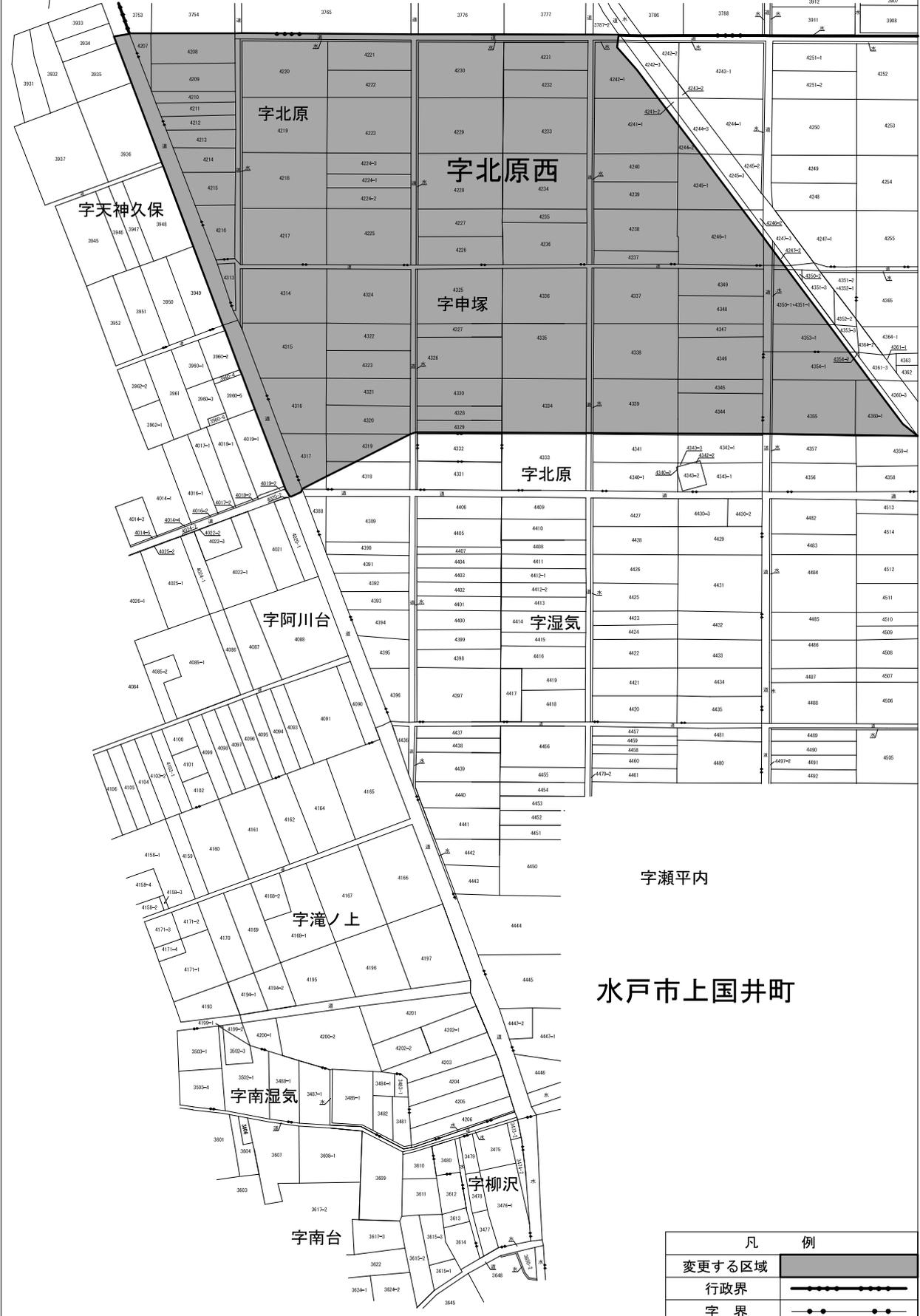
那珂市



凡 例	
変更する区域	
行政界	
字 界	

町・字区域変更図
 上国井町字北原西に変更する区域(1/2)

那珂市



字瀨平内

水戸市上国井町

凡 例	
変更する区域	
行政界	
字 界	

町・字区域変更図 上国井町字北原東に変更する区域(1/2)

那珂市



凡 例	
変更する区域	■
行政界	—●—●—●—●—
字 界	—●—●—●—●—

町・字区域変更図

上国井町字申塚に変更する区域(1/2)

那珂市



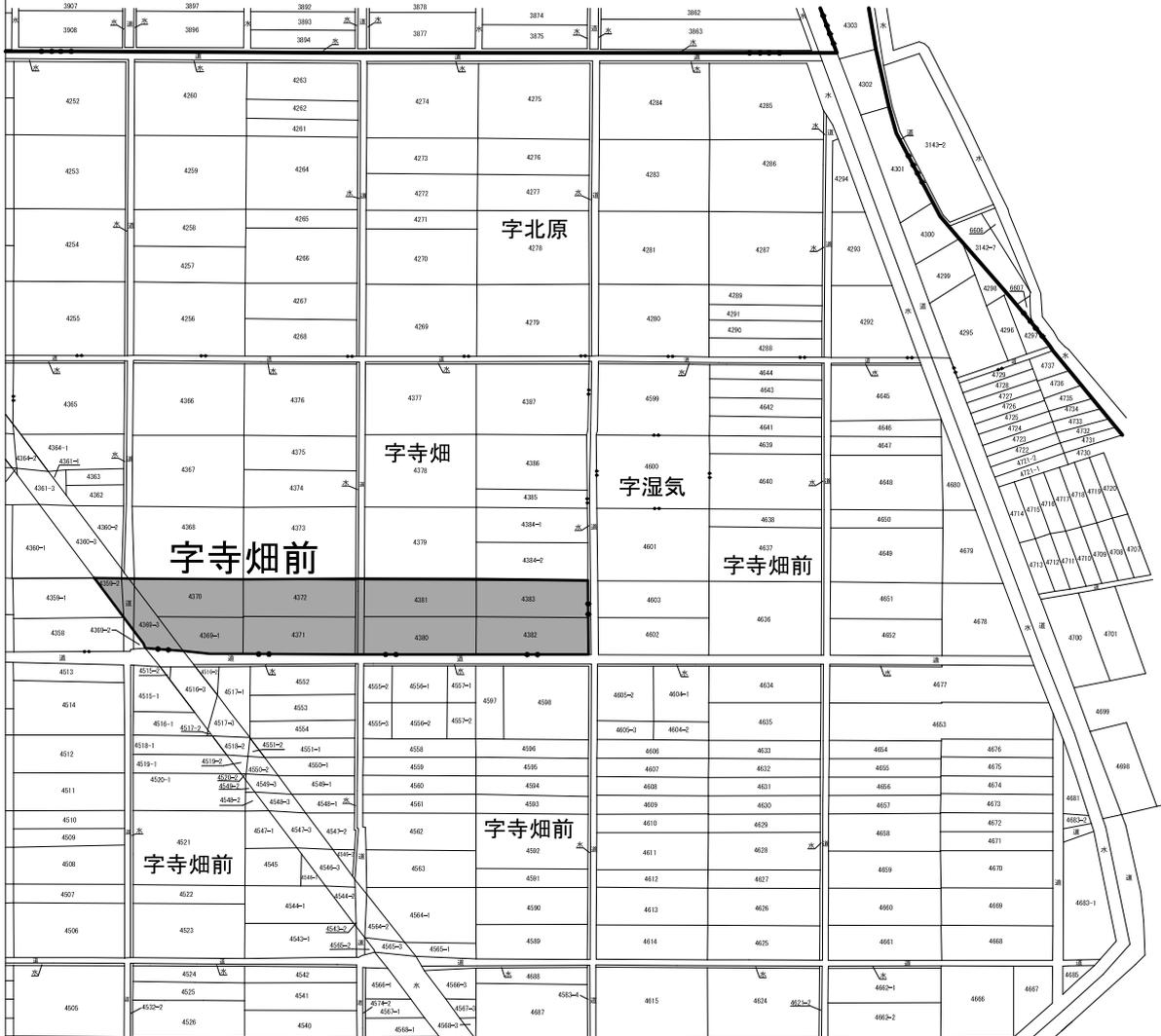
凡 例	
変更する区域	
行政界	
字 界	

町・字区域変更図

上国井町字寺畑前に変更する区域



那珂市



水戸市上国井町

凡 例	
変更する区域	
行政界	
字 界	

町・字区域変更図



凡 例	
行政界	——
旧字界	——
新字界	——●——
変更する区域	■

①	2	3
4	5	6
7	8	
9		

那珂市

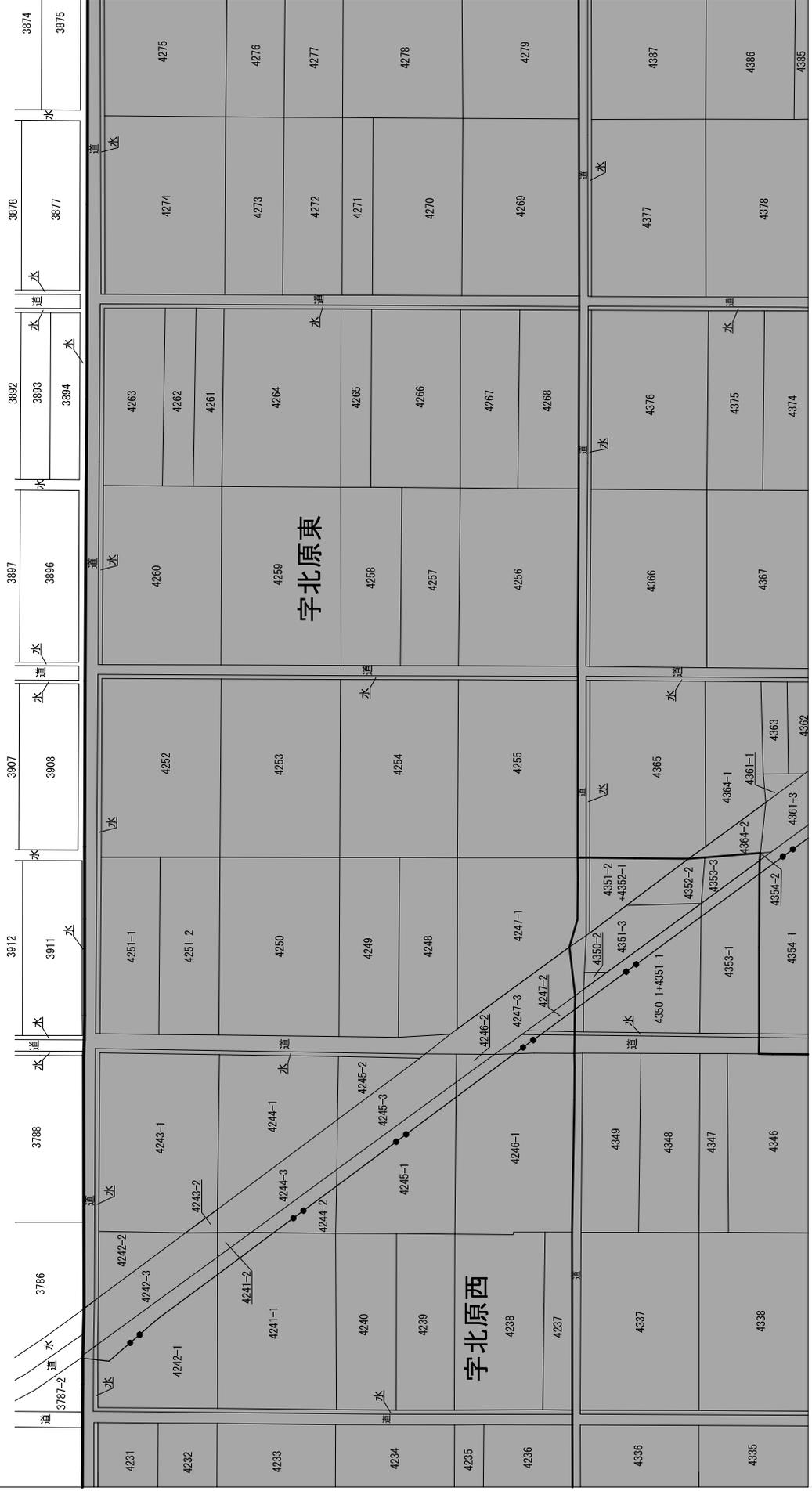
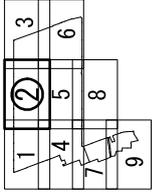


町・字区域変更図



那珂市

凡 例	
行政界	——
旧字界	——
新字界	——●——
変更する区域	■



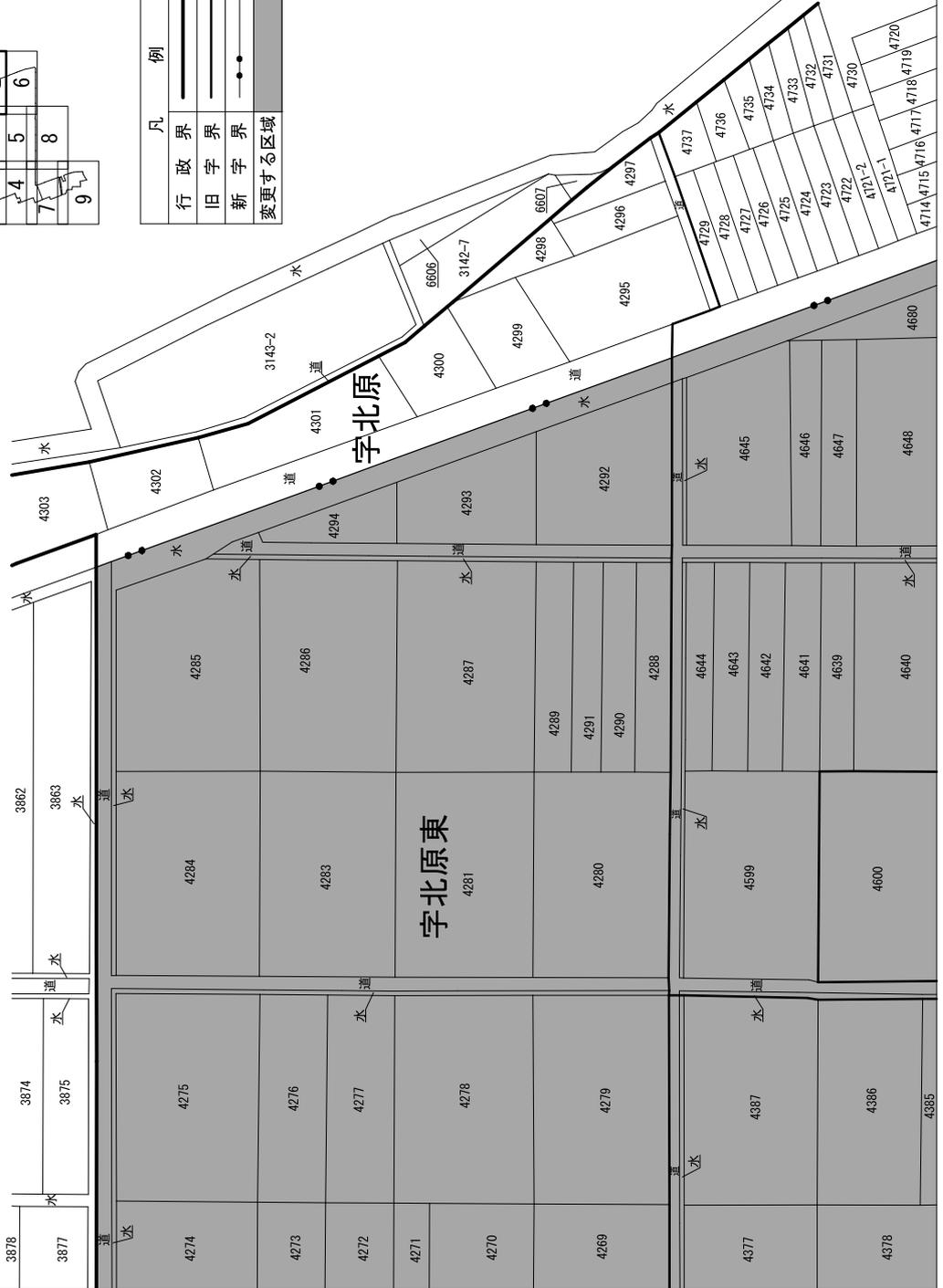
町・字区域変更図



那珂市

1	2	3
4	5	6
7	8	9

凡 例	
行政界	——
旧字界	——
新字界	—●—
変更する区域	■





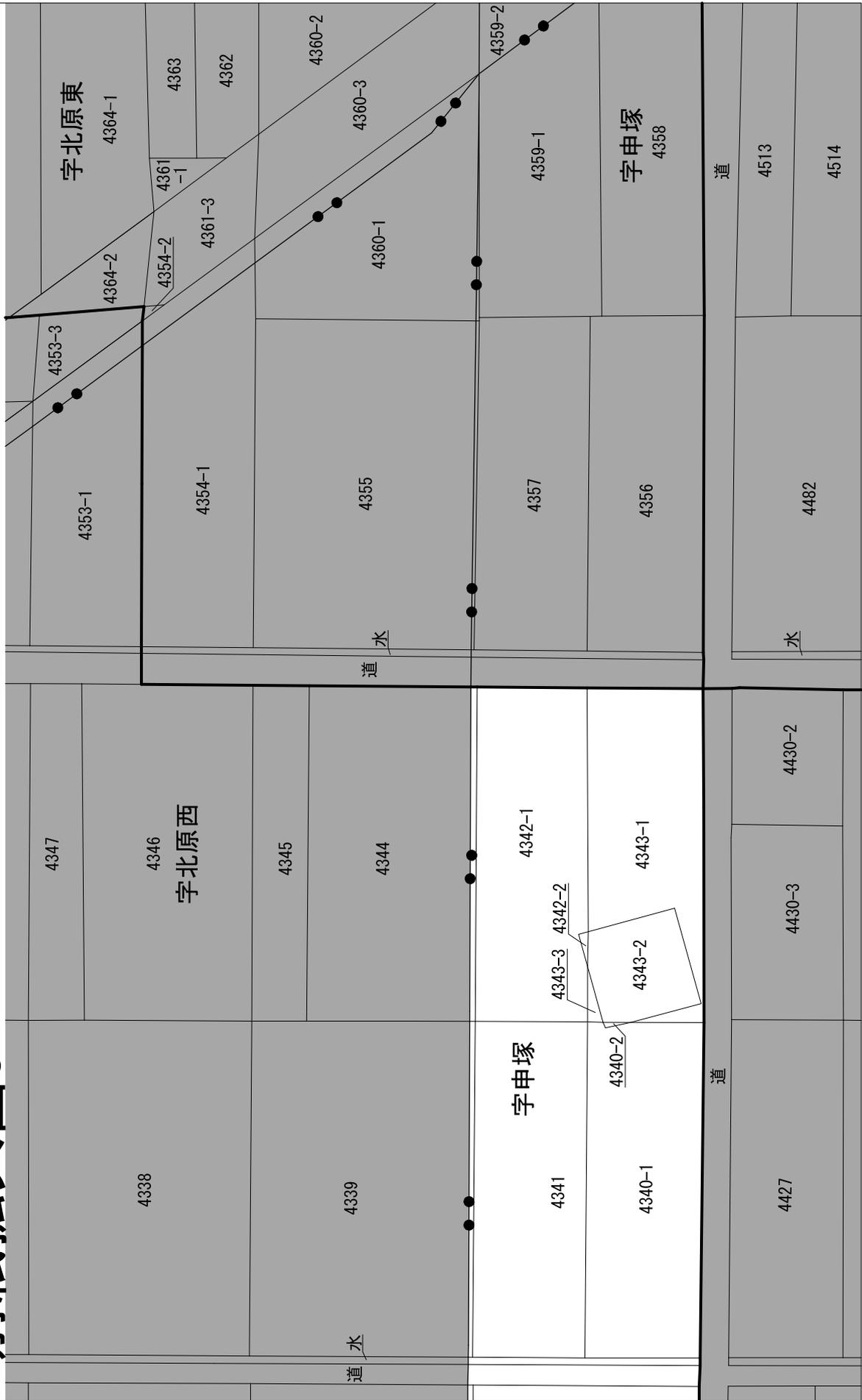
町・字区域変更図
字天神久保

1	2	3
4	5	6
7	8	9

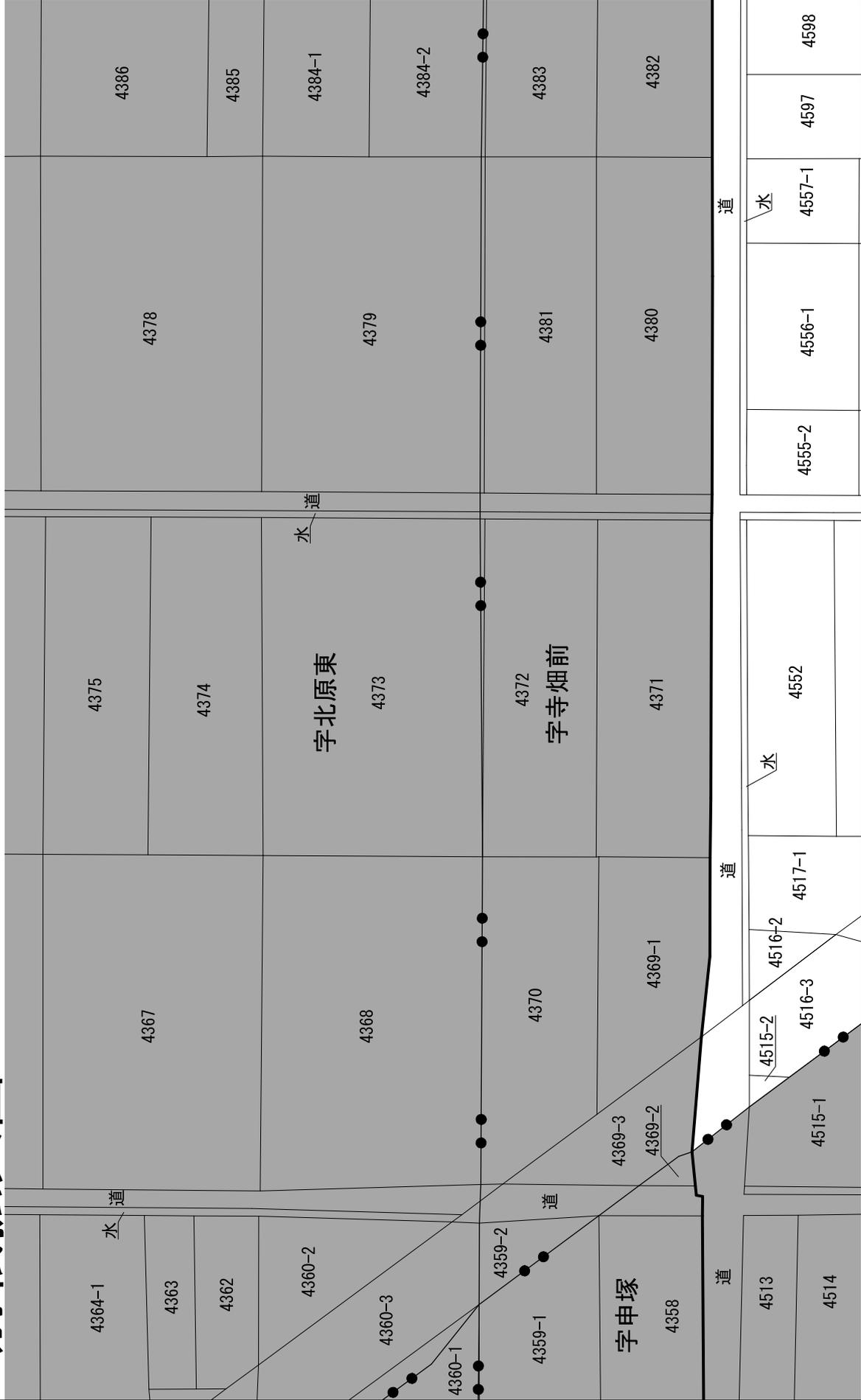
凡	例
旧字界	—
新字界	—●—
変更する区域	■



別紙拡大図3



別紙拡大図4



町・字区域変更図



1	2	3
4	5	6
7	8	9

凡 例	
旧 字 界	——
新 字 界	—●—
変更する区域	■



別紙拡大図5

4377	4387	4599	4641	4646
4378	4386	4600 字北原東	4639	4647
	4385		4640	4648
4379	4384-1	4601	4638	4650
	4384-2		4637	4649
4381	4383 字寺畑前	4603	4636 字寺畑前	4651
4380	4382	4602		4652
4557-1	4597	4605-2	4634	4677
	4598	4604-1		

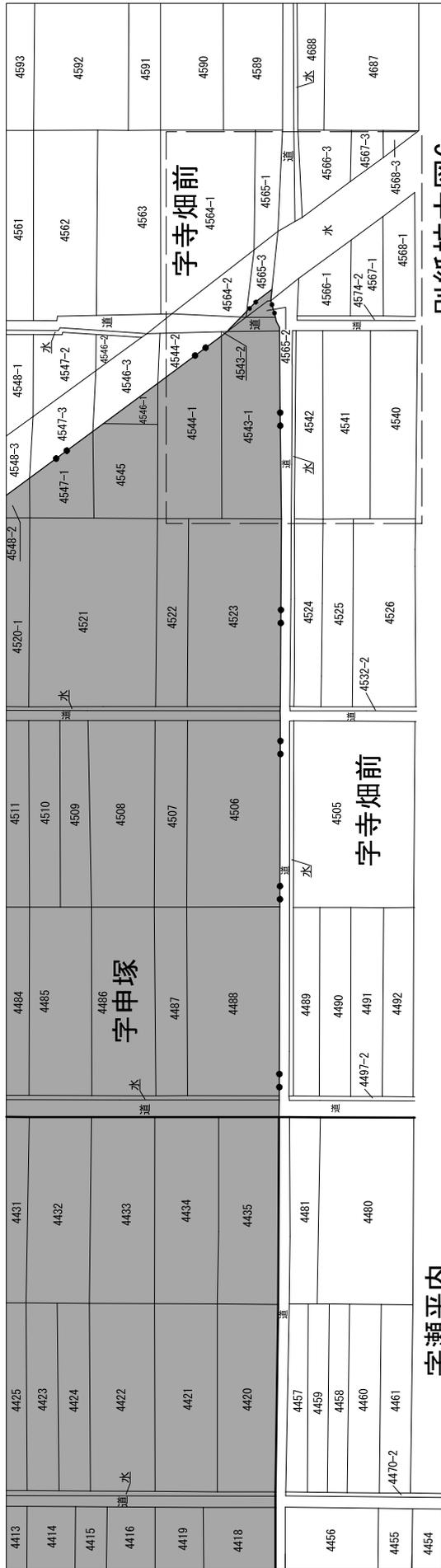


町・字区域変更図

1	2	3
4	5	6
7	8	9

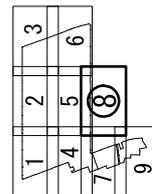
凡	例
旧字界	—
新字界	—●—
変更する区域	■





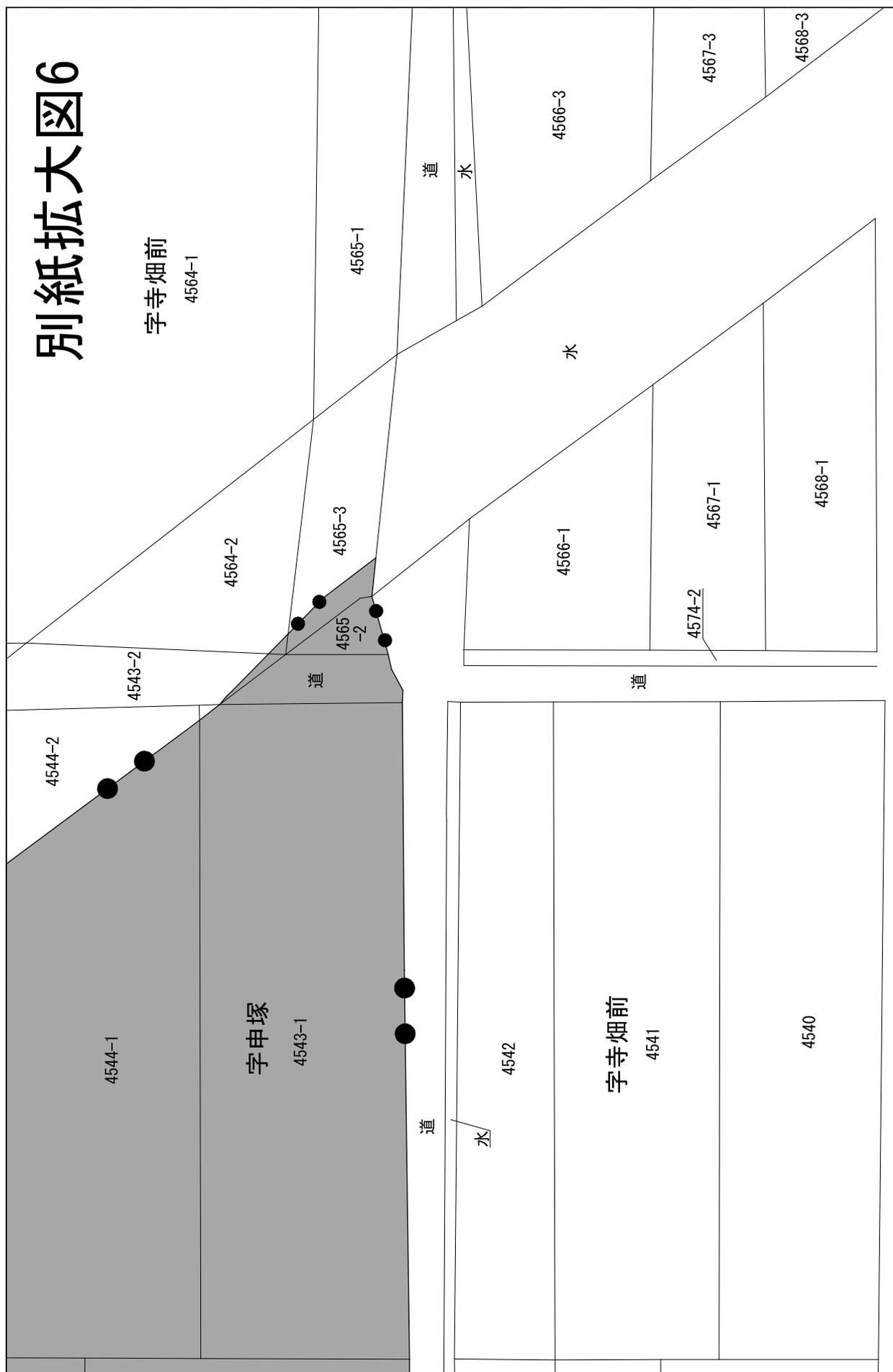
別紙拡大図6

町・字区域変更図

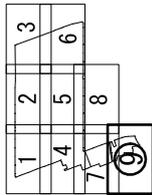


凡 例	
旧 字 界	—
新 字 界	—●—
変更する区域	■

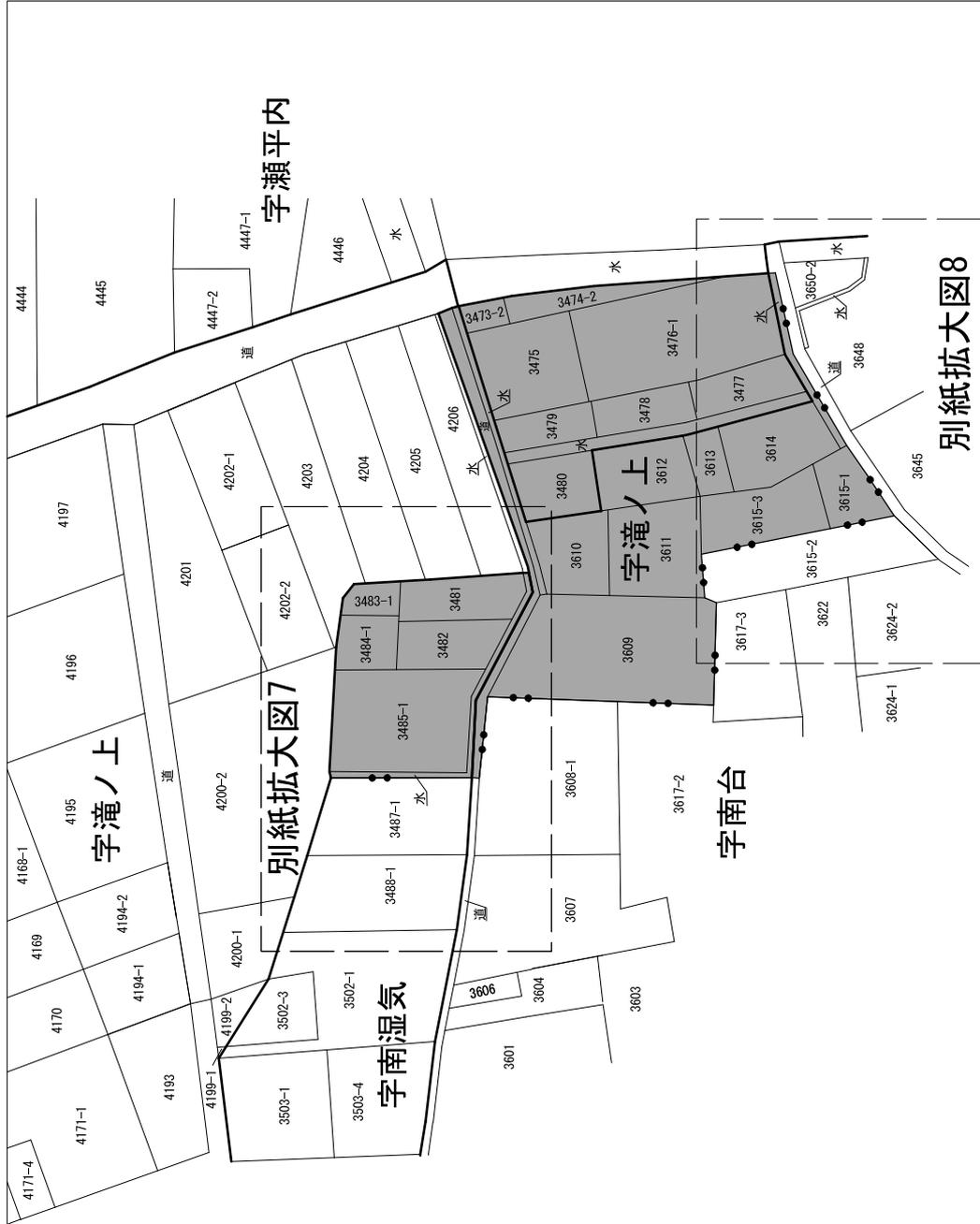
別紙拡大図6



町・字区域変更図



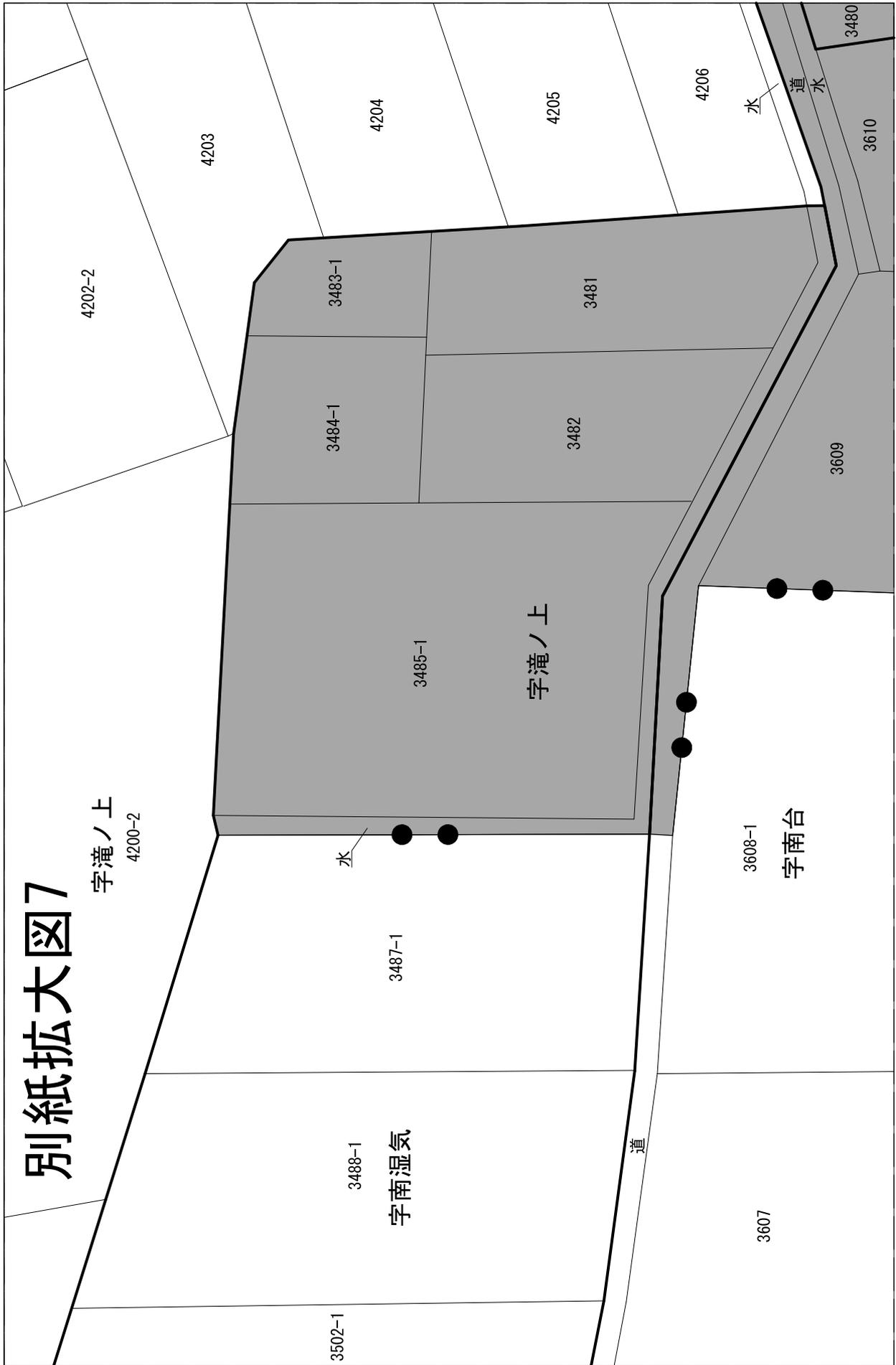
凡	例
旧字界	—
新字界	—●—
変更する区域	●●●●

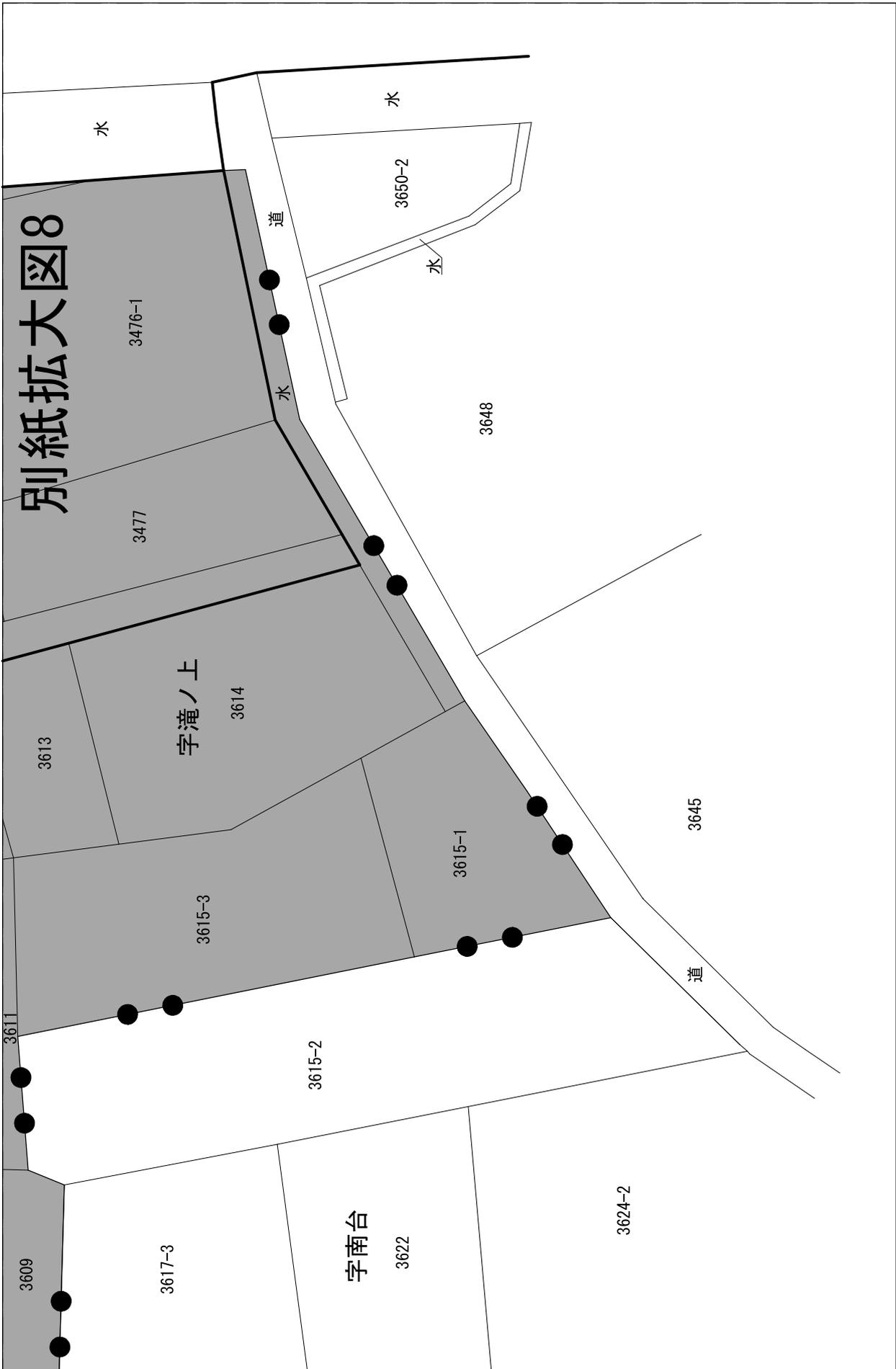


別紙拡大図7

別紙拡大図8

別紙拡大図7





茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を次のとおり変更するものとする。

記

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第2条中「水戸市」の次に「，日立市」を加え，「，鹿島地方事務組合」を削り，「及び鹿行広域事務組合」を「，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改める。

附 則

この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第252条の2の2第1項 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

同条第3項 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減

し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(水戸市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次の各号に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 水戸市職員の給与に関する条例(昭和32年水戸市条例第36号)第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 水戸市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年水戸市条例第33号)第4条第1号
- (3) 水戸市公設地方卸売市場条例(平成元年水戸市条例第12号)第7条の2第2項第3号、第13条第3項第2号、第17条第2項第2号、第26条第2項第2号及び第31条第2項第2号

(水戸市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 水戸市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年水戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(水戸市土採取事業規制条例等の一部改正)

第3条 次の各号に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 水戸市土採取事業規制条例(昭和50年水戸市条例第13号)第21条及び第22条
- (2) 水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年水戸市条例第45号)第16条
- (3) 水戸市屋外広告物条例(平成22年水戸市条例第5号)第40条の2
- (4) 水戸市行政不服審査法施行条例(平成28年水戸市条例第3号)第10条
- (5) 水戸市行政不服審査会条例(平成28年水戸市条例第4号)第14条
- (6) 水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(令和元年水戸市条例第22号)第20条
- (7) 水戸市動物の愛護及び管理に関する条例(令和元年水戸市条例第26号)第18条

(水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年水戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第8条第5号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第24条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(水戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の水戸市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の重要性についての理解を深め、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業者である犯罪被害者等が被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるようにするため、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関との連絡調整を図るものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 給付金の支給その他経済的負担の軽減を図るために必要な支援を行うこと。
- (2) 心理的なケアの実施その他精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るために必要な支援を行うこと。
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な住居の提供その他居住の安定を図るために必要な支援を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うこと。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性について、市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるようにするため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。）をいう。
- (2) 乳幼児 乳児又は幼児をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (5) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳幼児をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、水戸市社会福祉審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、この条例で定める基準（次条において「最低基準」という。）を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の適格要件)

第5条 乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援事業者が法人の場合にあっては、その代表者及び役員）は、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であつてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善

を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して利用乳幼児の保護者との連携を図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所の設備及び職員は、当該乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員が兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条若しくは社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所の運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、乳児等通園支援事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかななければならない。

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じな

ればならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。第23条第1項において同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定める余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第23条第3項第1号及び第24条第2号において同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。同条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号及び第23条第3項第2号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 屋内階段、屋外階段その他の規則で定める施設又は設備が1以上設けられていること。
 - ウ イに掲げる施設及び設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等のいずれからも歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、

暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている調理設備

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている調理設備

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村の長が行う研修（市町村の長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項及び第3項において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第24条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例（令和2年水戸市条例第20号）

(3) 幼保連携型認定こども園 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条

例（令和2年水戸市条例第21号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（乳児等通園支援の内容）

第25条 乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

（保護者との連携）

第26条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（電磁的記録による作成等）

第27条 この条例の規定により行うこととされている記録、帳簿等の作成、保存等の行為については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

水戸市職員定数条例（昭和39年水戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15人」を「16人」に改め、同条第2号中「1,310人」を「1,318人」に改め、同条第3号中「4人」を「5人」に改め、同条第4号中「7人」を「8人」に改め、同条第5号中「166人」を「159人」に改め、同条第6号中「12人」を「13人」に改め、同条第7号中「342人」を「346人」に改め、同条第8号中「176人」を「178人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市職員の旅費に関する条例及び常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(水戸市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 水戸市職員の旅費に関する条例（昭和32年水戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同項」を「前項」に改める。

第28条中「第2条第1項第5号」を「第2条第3号」に改める。

別表備考中「旅費法」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の旅費法」に改める。

(常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成4年水戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「甲地方とは、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

いじめ再調査委員会の委員	日額 7,000	
--------------	----------	--

を

いじめ再調査委員会の委員	日額 24,000	
--------------	-----------	--

に、

いじめ問題調査委員会の委員	日額 7,000	〃
---------------	----------	---

を

いじめ問題調査委員会の委員	日額 7,000（水戸市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成27年水戸市条例第4号）第12条第1号に掲げる事項について調査審議を行った場合にあっては、当該額に17,000円を加算した額）	〃
---------------	--	---

に

改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項」を「前2項」に改める。

第15条第1項中「で、」を「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）で、」に改める。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことについての申出があった場合における措置等）

第15条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度に、前項に規定する事項について知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第124条第2項中「を提示する」を「その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものを提示する」に改め、同項第6号中「有効期限」の次に「又は道路交通法第95条の2第2項第1号及び第2号に掲げる事項」を加える。

付 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例（平成4年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表126の部を次のように改める。

126	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請等に対する審査	建築物確認申請等手数料	次の各号に掲げる金額を合算した金額 (1) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 30平方メートル以内 1件につき 11,000円 イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 1件につき 21,000円 ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 1件につき 34,000円 エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 1件につき 50,000円 オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 1件につき 79,000円 カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 1件につき 117,000円 キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 1件につき 220,000円 ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内 1件につき 361,000円 ケ 50,000平方メートル超 1件につき 617,000円 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為又は同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建
-----	--	-------------	--

築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する建築行為に限る。以下この号において「特定建築行為」という。）に係る建築物にあっては、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅又は住宅部分及び住宅以外の部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）（特定建築行為に係る住宅部分が1戸である場合に限る。） 次に掲げる建築物（特定建築行為に係る住宅部分に限る。）の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満

1の建築物につき 11,000円

(イ) 200平方メートル以上

1の建築物につき 12,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅」という。）又は複合建築物（特定建築行為に係る住宅部分が2戸以上である場合に限る。） 次に掲げる建築物（特定建築行為に係る住宅部分に限る。）の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル未満

1の建築物につき 19,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満

1の建築物につき 31,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

1の建築物につき 48,000円

(エ) 5,000平方メートル以上

1の建築物につき 63,000円

			<p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為又は同法第12条第3項後段において準用する同条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（以下この号において「特定建築行為」という。）に係る建築物にあつては、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（特定建築行為に係る住宅部分が1戸である場合に限る。） 次に掲げる建築物（特定建築行為に係る住宅部分に限る。）の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 1の建築物につき 5,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 1の建築物につき 6,000円</p> <p>イ 共同住宅又は複合建築物（特定建築行為に係る住宅部分が2戸以上である場合に限る。） 次に掲げる建築物（特定建築行為に係る住宅部分に限る。）の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 1の建築物につき 10,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1の建築物につき 15,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1の建築物につき 24,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 1の建築物につき 31,000円</p>
--	--	--	---

別表127の部建築設備確認申請等手数料の項第1号中「18,000円」を「21,000円」に改め、同項第2号中「9,000円」を「11,000円」に改め、同表128の部工作物確認申請等手数料の項第1号中「14,000円」を「18,000円」に改め、同項第2号中「7,000円」を「9,000円」に改め、同表129の部建築物完了検査申請等手数料の項第1号中「17,000円」を「19,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に改め、同項第3号中「27,000円」を「34,000円」に改め、同項第4号中「39,000円」を「51,000円」に改め、同項第5号中「57,000円」を「69,000円」に改め、同項第6号中「77,000円」を「94,000円」に改め、同項第7号中「165,000円」を「200,000円」に改め、同項第8号中「254,000円」を「311,000円」に改め、同項第9号中「468,000円」を「573,000円」に改め、同表130の部中間検査を受けた建築物完了検査申請等手数料の項第1号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「22,000円」を「25,000円」に改め、同項第3号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第4号中「38,000円」を「50,000円」に改め、同項第5号中「56,000円」を「68,000円」に改め、同項第6号中「74,000円」を「91,000円」に改め、同項第7号中「162,000円」を「196,000円」に改め、同項第8号中「251,000円」を「306,000円」に改め、同項第9号中「465,000円」を「568,000円」に改め、同表131の部建築設備完了検査申請等手数料の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表132の部工作物完了検査申請等手数料の項中「23,000円」を「25,000円」に改め、同表133の部建築物中間検査申請等手数料の項第2号中「16,000円」を「18,000円」に改め、同項第3号中「22,000円」を「26,000円」に改め、同項第4号中「35,000円」を「39,000円」に改め、同項第5号中「53,000円」を「55,000円」に改め、同項第6号中「74,000円」を「77,000円」に改め、同項第7号中「148,000円」を「150,000円」に改め、同項第8号中「242,000円」を「247,000円」に改め、同項第9号中「449,000円」を「450,000円」に改め、同表176の部長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の項第1号ア中「6,000円」を「9,000円」に改め、同号イ中「一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅」という。）」を「共同住宅」に改め、同号イ(ア)中「12,000円」を「17,000円」に改め、同号イ(イ)中「22,000円」を「28,000円」に改め、同号イ(ウ)中「31,000円」を「48,000円」に改め、同号イ(エ)中「58,000円」を「77,000円」に改め、同号イ(オ)中「100,000円」を「117,000円」に改め、同号イ(カ)中「166,000円」を「200,000円」に改め、同号イ(キ)中「204,000円」を「253,000円」に改め、同号イ(ク)中「217,000円」を「287,000円」に改め、同項第3号ア中「9,000円」を「14,000円」に改め、同号イ(ア)中「18,000円」を「26,000円」に改め、同号イ(イ)中「32,000円」を「43,000円」に改め、同号イ(ウ)中「47,000円」を「72,000円」に改め、同号イ(エ)中「88,000円」を「115,000円」に改め、同号イ(オ)中「151,000円」を「176,000円」に改め、同号イ(カ)中「249,000円」を「300,000円」に改め、同号イ(キ)中「306,000円」を「380,000円」に改め、同号イ(ク)中「326,000円」を「431,000円」に改め、同表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第1号中「（平成27年法律第53号）」を削り、同号ア中「住宅部分及び住宅以外の部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）」を「複合建築物」に改め、同項第2号コ中「ロ(2), 」を「ロ(2)に掲げる基準に, 」に、「カ」を「ク」に改め、同号コ(イ)中「エ」を「オ」に改め、同号コを同号シとし、同号ケ中「ロ(2)の次に「に掲げる基準に」を加え, 「又は」を「に掲げる基準又は」に, 「オ」を「キ」に改め、同号ケ(イ)中「エ」を「オ」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「ロ(1)の次に「に掲げる基準に」を加え, 「カ」を「ク」に改め、同号ク(イ)中「ウ」を「エ」に改め、同号クを同号コとし、同号キ中「ウからカ」を「アからク」に, 「クからコ」を「コからセ」に, 「ロ(1), 」を「ロ(1)に掲げる基準に, 」に, 「又は」を「に掲げる基準又は」に, 「オ」を「キ」に改め、同号キ(イ)中「ウ」を「エ」に改め、同号中キをケとし、カをクとし、同号オ中「第10条第1号ただし書」の次に「に掲げる基準」を加

え、同号中オをキとし、エをオとし、オの次に次のように加える。

カ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 71,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 124,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 181,000円

別表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 21,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 23,000円

別表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第2号に次のように加える。

ス 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

セ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあっては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

別表179の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項第2号コ中「ロ(2), 」を「ロ(2)に掲げる基準に, 」に, 「カ」を「ク」に改め, 同号コ(イ)中「エ」を「オ」に改め, 同号コを同号シとし, 同号ケ中「ロ(2)」の次に「に掲げる基準に」を加え, 「又は」を「に掲げる基準又は」に, 「オ」を「キ」に改め, 同号ケ(イ)中「エ」を「オ」に改め, 同号ケを同号サとし, 同号ク中「ロ(1)」の次に「に掲げる基準に」を加え, 「カ」を「ク」に改め, 同号ク(イ)中「ウ」を「エ」に改め, 同号クを同号コとし, 同号キ中「ウからカ」を「アからク」に, 「クからコ」を「コからセ」に, 「ロ(1), 」を「ロ(1)に掲げる基準に, 」に, 「又は」を「に掲げる基準又は」に, 「オ」を「キ」に改め, 同号キ(イ)中「ウ」を「エ」に改め, 同号中キをケとし, カをクとし, 同号オ中「第10条第1号ただし書」の次に「に掲げる基準」を加え, 同号中オをキとし, エをオとし, オの次に次のように加える。

カ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 21,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,000円

別表179の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 12,000円

別表179の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項第2号に次のように加える。

ス 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

セ 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

別表180の部中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項本文又は第12条第2項本文」に改め、同部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の項第2号ア中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ただし書又は同号イ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア中(ア)を(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 189,000円

別表180の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の項第2号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ中(ア)を(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 72,000円

別表180の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の項中第2号を第4号とし、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「計画」という。）」を「計画」に、「住宅部分及び共用部分以外の部分」を「住宅部分を有しない建築物」に改め、同号ア中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ただし書又は同号イ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア中(ア)を(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 19,000円

別表180の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の項第1号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ中(ア)を(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 16,000円

別表180の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の項中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 判定申請の対象となる建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この部、181の部及び182の部において「計画」という。）に係る建築物の用途が一戸建ての住宅である場合 次に掲げる判定申請の対象となる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 28,000円

(イ) 200平方メートル以上 32,000円

イ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(2)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 15,000円

(イ) 200平方メートル以上 16,000円

ウ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 21,000円

(イ) 200平方メートル以上 23,000円

(2) 判定申請の対象となる計画に係る建築物の用途が共同住宅である場合 次に掲げる判定申請の対象となる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル未満 57,000円

- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 96,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 163,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 234,000円

イ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(2)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 300平方メートル未満 27,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 47,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 86,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 130,000円

ウ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 300平方メートル未満 42,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 71,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 124,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 181,000円

別表180の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の項に次の1号を加える。

(5) 判定申請の対象となる計画に係る建築物の用途が複合建築物である場合 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 住宅部分が1戸の場合 住宅部分について第1号の規定の例により算定した額に、次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額

- (ア) 住宅以外の部分の用途が工場等である場合 住宅以外の部分について第3号の規定の例により算定した額
- (イ) 住宅以外の部分の用途が工場等以外の用途である場合 住宅以外の部分について前号の規定の例により算定した額

イ 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分について第2号の規定の例により算定した額に、次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額

- (ア) 住宅以外の部分の用途が工場等である場合 住宅以外の部分について第3号の規定の例により算定した額
- (イ) 住宅以外の部分の用途が工場等以外の用途である場合 住宅以外の部分について前号の規定の例により算定した額

別表181の部中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項前段又は第12条第3項前段」に改め、同部建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料の項第2号ア中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ただし書又は同号イ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア中(ア)を(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

- (ア) 300平方メートル未満 95,000円

別表181の部建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料の項第2号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から

(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ中(ア)を(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 36,000円

別表181の部建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料の項中第2号を第4号とし、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「計画」という。）」を「計画」に、「住宅部分及び共用部分以外の部分」を「住宅部分を有しない建築物」に改め、同号ア中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ただし書又は同号イ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア中(ア)を(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 10,000円

別表181の部建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料の項第1号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ中(ア)を(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 8,000円

別表181の部建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料の項中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 判定変更申請の対象となる計画に係る建築物の用途が一戸建ての住宅である場合 次に掲げる判定変更申請の対象となる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 14,000円

(イ) 200平方メートル以上 16,000円

イ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(2)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 7,000円

(イ) 200平方メートル以上 8,000円

ウ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 11,000円

(イ) 200平方メートル以上 12,000円

(2) 判定変更申請の対象となる計画に係る建築物の用途が共同住宅である場合 次に掲げる判定変更申請の対象となる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 300平方メートル未満 29,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 48,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 82,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 117,000円

イ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(2)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 300平方メートル未満 14,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 24,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 43,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 65,000円

ウ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 300平方メートル未満 21,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 36,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 62,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 91,000円

別表181の部建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料の項に次の1号を加える。

(5) 判定変更申請の対象となる計画に係る建築物の用途が複合建築物である場合 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 住宅部分が1戸の場合 住宅部分について第1号の規定の例により算定した額に、次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額

- (ア) 住宅以外の部分の用途が工場等である場合 住宅以外の部分について第3号の規定の例により算定した額
- (イ) 住宅以外の部分の用途が工場等以外の用途である場合 住宅以外の部分について前号の規定の例により算定した額

イ 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分について第2号の規定の例により算定した額に、次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額

- (ア) 住宅以外の部分の用途が工場等である場合 住宅以外の部分について第3号の規定の例により算定した額
- (イ) 住宅以外の部分の用途が工場等以外の用途である場合 住宅以外の部分について前号の規定の例により算定した額

別表182の部中「(平成28年国土交通省令第5号)」を削り、「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項前段又は第12条第3項前段」に改め、同部建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付手数料の項第2号ア中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ただし書又は同号イ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 95,000円

別表182の部建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付手数料の項第2号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ中(ア)を(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 36,000円

別表182の部建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付手数料の項中第2号を第4号とし、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「計画」という。）」を「計画」に、「住宅部分及び共用部分以外の部分」を「住宅部分を有しない建築物」に改め、同号ア中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ただし書又は同号イ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号ア中(ア)を(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 10,000円

別表182の部建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付手数料の項第1号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「1,000平方メートル」を「300平方メートル以上1,000平方メートル」に改め、同号イ中(ア)を(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300平方メートル未満 8,000円

別表182の部建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付手数料の項中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 軽微な変更証明申請の対象となる計画に係る建築物の用途が一戸建ての住宅である場合 次に掲げる軽微な変更証明申請の対象となる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 14,000円

(イ) 200平方メートル以上 16,000円

イ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(2)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 7,000円

(イ) 200平方メートル以上 8,000円

ウ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 200平方メートル未満 11,000円

(イ) 200平方メートル以上 12,000円

(2) 軽微な変更証明申請の対象となる計画に係る建築物の用途が共同住宅である場合 次に掲げる軽微な変更証明申請の対象となる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(1)に掲

げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル未満 29,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 48,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 82,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 117,000円

イ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イただし書及びロ(2)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル未満 14,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 24,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 43,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 65,000円

ウ 消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当する計画 次に掲げる計画に係る建築物の新築又は増築若しくは改築に係る床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル未満 21,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 36,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 62,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 91,000円

別表182の部建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書交付手数料の項に次の1号を加える。

(5) 軽微な変更証明申請の対象となる計画に係る建築物の用途が複合建築物である場合 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 住宅部分が1戸の場合 住宅部分について第1号の規定の例により算定した額に、次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額

(ア) 住宅以外の部分の用途が工場等である場合 住宅以外の部分について第3号の規定の例により算定した額

(イ) 住宅以外の部分の用途が工場等以外の用途である場合 住宅以外の部分について前号の規定の例により算定した額

イ 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分について第2号の規定の例により算定した額に、次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額

(ア) 住宅以外の部分の用途が工場等である場合 住宅以外の部分について第3号の規定の例により算定した額

(イ) 住宅以外の部分の用途が工場等以外の用途である場合 住宅以外の部分について前号の規定の例により算定した額

別表183の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項第1号中「対象建築物が、住宅の」を「当該認定申請に係る対象が、住宅部分のみである」に、「住宅部分を有しない建築物の」を「住宅以外の部分のみである」に、「複合建築物の」を「住宅部分及び住宅以外の部分である」に改め、同号

ア中「住宅」の次に「又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）」を加え、同号イ中「複合建築物（」の次に「住宅部分が2戸以上であり、かつ、」を加え、「住宅部分のみ」を「当該住宅部分のみ」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

別表183の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項第1号イ(イ)及び(ウ)中「床面積」の次に「の合計」を加え、「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(エ)中「床面積」の次に「の合計」を加え、「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。） 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,000円

(エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 67,000円

(オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 106,000円

(カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 133,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 167,000円

エ 複合建築物（当該認定申請がアからウまでに該当する場合を除く。） 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてウの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 4,000円

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

別表183の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項第1号オを削り、同項第2号アからキまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 28,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 32,000円

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 15,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 16,000円

ウ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は

同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 21,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 23,000円

エ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 57,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 96,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 163,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 234,000円

オ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 47,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 86,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 130,000円

カ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 71,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 124,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 181,000円

キ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 189,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 237,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 306,000円

(エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 437,000円

(オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 538,000円

(カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

636,000円

- (キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 726,000円
- 別表183の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項第2号に次のように加える。
- ク 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 72,000円
 - (イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 92,000円
 - (ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 121,000円
 - (エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円
 - (オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 257,000円
 - (カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 308,000円
 - (キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 362,000円
 - ケ 複合建築物（当該認定申請がアからクまでのいずれかに該当する場合を除く。コからセまでにおいて同じ。）のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額
 - (ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額
 - (イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額
 - コ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあっては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定した額を加算した金額
 - (ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額
 - (イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額
 - サ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額
 - (ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額
 - (イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてオの規定の例により算定した額
 - シ 複合建築物のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあっては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定し

た額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてオの規定の例により算定した額

ス 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

セ 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

別表184の部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項第1号ア中「住宅」の次に「又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）」を加え、同号イ中「複合建築物（）」の次に「住宅部分が2戸以上であり、かつ、」を加え、「住宅部分のみ」を「当該住宅部分のみ」に改め、同号イ(ア)中「床面積」の次に「の合計」を加え、「以内」を「未滿」に改め、同号イ(イ)及び(ウ)中「床面積」の次に「の合計」を加え、「を越え」を「以上」に、「以内」を「未滿」に改め、同号イ(エ)中「床面積」の次に「の合計」を加え、「を越える」を「以上の」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該変更認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。） 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未滿のもの 4,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未滿のもの 7,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未滿のもの 11,000円

(エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未滿のもの 33,000円

(オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未滿のもの 53,000円

(カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未滿のもの 67,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 83,000円

エ 複合建築物（当該変更認定申請がアからウまでに該当する場合を除く。） 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてウの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 2,000円

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額
別表184の部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項第1号オを削り、同項第2号アからキまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 14,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のも 16,000円

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 7,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のも 8,000円

ウ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅部分が1戸であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 住宅部分の床面積が200平方メートル以上のも 12,000円

エ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 48,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 82,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のも 117,000円

オ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 14,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 24,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のも 65,000円

カ 共同住宅又は複合建築物（住宅部分が2戸以上であり、かつ、当該変更認定申請が当該住宅部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 21,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 62,000円

(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,000円

キ 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該変更認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 95,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 119,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 153,000円

(エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 218,000円

(オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 269,000円

(カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 318,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 363,000円

別表184の部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項第2号に次のように加える。

ク 住宅部分を有しない建築物又は複合建築物（当該変更認定申請が住宅以外の部分のみを対象とする場合に限る。）のうち、消費性能基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 36,000円

(イ) 住宅以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 46,000円

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 61,000円

(エ) 住宅以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円

(オ) 住宅以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円

(カ) 住宅以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 154,000円

(キ) 住宅以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 181,000円

ケ 複合建築物（当該変更認定申請がアからクまでのいずれかに該当する場合を除く。コからセまでに於いて同じ。）のうち、住宅部分にあっては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあっては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの 次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額

コ 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてアの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてエの規定の例により算定した額

サ 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてオの規定の例により算定した額

シ 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてイの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてオの規定の例により算定した額

ス 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号ただし書に掲げる基準又は同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてキの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

セ 複合建築物のうち、住宅部分にあつては消費性能基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準に、住宅以外の部分にあつては同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に該当するもの次に掲げる住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、住宅以外の部分についてクの規定の例により算定した額を加算した金額

(ア) 住宅部分が1戸の場合 住宅部分についてウの規定の例により算定した額

(イ) 住宅部分が2戸以上の場合 住宅部分についてカの規定の例により算定した額

別表185の部を次のように改める。

185	削除
-----	----

別表注1中「金額の欄各号」を「金額の欄第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に基づく事務に係る改正前の別表126の部から133の部まで、

176の部及び178の部から185の部までに規定する手数料については、なお従前の例による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例

水戸市公園墓地条例（昭和46年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 合葬式墓地に記名板（埋蔵されている者に係る事項を表示する板であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を掲出しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 6 記名板を掲出する場所は、市長が指定する場所とする。

第15条の見出し中「使用許可」を「使用許可等」に改め、同条中「使用許可」の次に「又は前条第5項の規定による記名板の掲出の許可（以下「掲出許可」という。）」を加え、同条第1号中「使用する」を「使用し、又は記名板を掲出する」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

使用者は、使用許可又は掲出許可を受けた際に、使用料として焼骨1体につき次の各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 合葬式墓地 70,000円
- (2) 記名板 30,000円

第17条の見出し中「合葬式墓地」を「合葬式墓地等」に改め、同条中「使用する」を「使用し、又は記名板を掲出する」に改める。

第19条に次の1項を加える。

- 2 第4条の2の規定は、記名板について準用する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成12年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 燃えるごみの部集積所に出すときの項第1号イ中「15円」を「20円」に改め、同号ウ中「30円」を「45円」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 容量が30リットル相当のもの 1袋につき 30円

別表第1 燃えるごみの部集積所に出すときの項第2号中「30円」を「45円」に改め、同表燃えないごみの部集積所に出すときの項第1号イ中「15円」を「20円」に改め、同号ウ及び同項第2号中「30円」を「45円」に改め、同表粗大ごみの部戸別収集を受けるときの項第1号中「500円」を「1,000円」に改め、同項第2号中「1,000円」を「2,000円」に改め、同表直接搬入ごみの部市のごみ処理施設に搬入するときの項中「130円」を「170円」に改める。

別表第3 特定家庭用機器一般廃棄物の項中「2,000円」を「3,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収するごみの処理に係る手数料について適用し、同日前に徴収したごみの処理に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例の一部を改正する条例

水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例（平成17年水戸市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水戸市重症心身障害者通所施設条例

第1条中「重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設」を「重症心身障害者通所施設」に改める。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 重症心身障害者の福祉の増進を図るため、重症心身障害者通所施設を次のとおり設置する。

名称 水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園

位置 水戸市見川5丁目127番地の91

第3条中「水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園（以下「通園施設」を「水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園（以下「通所施設」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条中「通園施設」を「通所施設」に改める。

第5条第1号中「通園施設」を「通所施設」に改め、同条第3号中「通園施設への通園」を「通所施設への通所」に改め、同条第4号中「通園施設」を「通所施設」に改める。

第6条の見出し中「開園時間」を「開所時間」に改め、同条第1項中「通園施設の開園時間」を「通所施設の開所時間」に改め、同条第2項中「通園施設」を「通所施設」に改め、同条第3項中「開園時間」を「開所時間」に改める。

第7条中「通園施設」を「通所施設」に、「次の各号に掲げるとおり」を「20人」に改め、同条各号を削る。

第8条の見出しを「（通所できる者）」に改め、同条中「通園施設に通園できる」を「通所施設に通所できる」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、「（通所給付決定保護者及び前号に掲げる者を除く。）」及び「及びその保護者」を削り、同号を同条第3号とする。

第9条第1項を削り、同条第2項中「通園施設」を「通所施設」に改め、同項を同条とする。

第10条の見出し中「通園」を「通所」に改め、同条第1項中「通園施設に通園しよう」を「通所施設に通所しよう」に、「第8条第6号」を「第8条第3号」に改める。

第11条の見出し中「通園」を「通所」に改め、同条中「通園施設への通園」を「通所施設への通所」に改める。

第12条中「通園の」を「通所の」に、「通園者」を「通所者」に、「通園施設に通園し」を「通所施設に通所し」に改める。

第13条の見出し中「通園」を「通所」に改め、同条中「通園者」を「通所者」に、「通園を」を「通所を」に改める。

第14条第1項を削り，同条第2項中「通園施設」を「通所施設」に改め，同項を同条とする。

付 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

水戸市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を削り、同項第2号中「扶養親族等」を「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）」に改め、「扶養義務者」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第2号とし、同条第2項ただし書中「に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号）による改正前の児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、同項第2号」を削り、「前項第3号」を「前項第2号」に、「第5条」を「第4条及び第5条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項ただし書の改正規定（「第5条」を「第4条及び第5条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第5項第1号」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」の次に「（第1号に係る部分に限る。）」を加え、同項第1号中「第26条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、「要件」の次に「のいずれか」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該連携協力を行う者の確保が著しく困難であること。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が第26条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第4項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を前項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保すること。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と前項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 前項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

付則第4項中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号において同じ。）及び」を「第42条第2項第1号において同じ。）及び」に、「第42条第3項第1号において同じ。）に」を「同号において同じ。）に」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同条中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項」の次に「（第1号に係る部分に限る。）」を加え、同項第1号中「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全て」を「いずれか」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該連携協力を行う者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第4項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を前項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と前項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 前項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

付則第5項中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第18号

水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例（令和2年水戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保護衛生」を「保健衛生」に改める。

第6条第3号ウ(ウ)中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（適用除外）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条とする。

第4条中「は、当該埋立て等区域」を「は、当該土地の埋立て等を行う土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）」に改める。

第7条第2項第10号中「計画」の次に「（埋立て等区域の面積が3,000平方メートルを超える場合にあっては、埋立て等区域の周辺の地域の災害の防止に関する計画。次条第4号、第12条第2項及び第19条第2項第1号において同じ。）」を加える。

第8条中「次の各号」の次に「（埋立て等区域の面積が3,000平方メートルを超える場合にあっては、第3号から第5号まで）」を加える。

第14条中「及び」を「又は」に改める。

第17条第1項中「内の」を「（当該埋立て等区域の面積（第10条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後の埋立て等区域の面積）が3,000平方メートル以下であるものに限る。次項において同じ。）内の」に改める。

第24条第1項中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第2項中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第3項中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

別表中「3,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に、「以上5,000平方メートル未満」を「超」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和6年茨城県条例第75号）による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を受けて土地の埋立て等（水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第1条に規定する土地の埋立て等をいう。以下同じ。）を行っている者に対しては、この条例による改正後の水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定は、適用しない。

3 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる土地の埋立て等の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）

の申請に係る許可の要件について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請に係る許可の要件については、なお従前の例による。

- 4 改正後の第17条の規定は、施行日以後になされる許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）の申請に係る埋立て等区域（改正後の第4条に規定する埋立て等区域をいう。以下同じ。）内の土壌の調査について適用し、施行日前になされた許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請に係る埋立て等区域内の土壌の調査については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表の規定は、施行日以後になされる申請に基づく事務に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に基づく事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市建築基準条例の一部を改正する条例

水戸市建築基準条例（平成12年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第60条の4第1項を次のように改める。

法第3条第2項の規定により第8条，第10条，第11条，第12条（排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第3項まで及び第5項並びに次条第3項において同じ。），第15条第1項第2号（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）若しくは第2項（同条第1項において準用する場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。），第16条（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。），第17条，第19条第1項（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項，次項及び第6項並びに次条第1項において同じ。），第25条，第29条，第30条，第31条第4号，第33条第2項，第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について，次の各号に掲げる建築物の区分に応じ，当該各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては，当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては，これらの規定は，適用しない。

- (1) 第8条，第11条，第12条，第17条，第25条，第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物 次のいずれか（居室の部分に係る増築にあっては，ア）に該当する増築又は改築に係る部分
 - ア 政令第137条の6の2第2項第1号に該当するものであること。
 - イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積（当該部分の床面積から階段室，機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件（令和6年国土交通省告示第274号）で定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。以下この項において同じ。）の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては，50平方メートル。以下この項において同じ。）を超えず，かつ，当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。
- (2) 第10条，第15条第1項第2号若しくは第2項又は第16条の規定の適用を受けない建築物 増築（居室の部分に係る増築を除く。以下この号において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず，かつ，当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分
- (3) 第19条第1項の規定の適用を受けない建築物 次のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
 - ア 政令第137条の2の2第1項第1号に該当するものであること。
 - イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず，かつ，当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における倒壊及び延焼の危険性を増大させないものであること。
- (4) 第29条，第33条第2項，第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 次のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
 - ア 政令第137条の4第1号に該当するものであること。
 - イ 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを

超えないものであること。

(5) 第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 次のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
ア 政令第137条の6の4第2項第1号イに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

第60条の4第4項中「第31条第2号、第32条第1項又は第33条第1項第2号」を「第7条、第12条（非常用の照明装置に係る部分に限る。次条第2項において同じ。）、第15条第1項第1号（第54条第1項において準用する場合を含む。）、第19条第2項（第54条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第22条、第31条第2号若しくは第3号、第32条第1項若しくは第2項又は第33条第1項」に、「増築」を「増築等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「（排煙設備に係る部分に限る。）」を削り、「建築物が次の各号のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された」を「政令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の」に、「増築」を「増築等」に改め、同項各号を削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法第3条第2項の規定により第19条第1項、第29条、第30条第1号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物であって、独立部分（政令第109条の8に規定する建築物の部分という。以下この項において同じ。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第60条の4第2項中「、第12条（非常用の照明装置に係る部分に限る。）」及び「、第22条」を削り、「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された」を「政令第117条第2項各号に掲げる建築物の」に、「をする場合」を「、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合」に、「当該増築」を「当該増築等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第8条、第10条から第12条まで、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条、第17条、第19条第1項、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

3 法第3条第2項の規定により第3条（路地状部分の長さが20メートル未満である場合に限る。以下この項において同じ。）、第8条から第12条まで、第14条（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条、第17条、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第3条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、政令第137条の12第6項の規定により市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

(2) 第8条、第10条から第12条まで、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条、第17条、第25条、

第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

- (3) 第9条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (4) 第29条、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (5) 第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

第60条の4の次に次の1条を加える。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第60条の5 政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該部分は、第19条第1項、第33条第2項又は第51条第1項第1号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分が2以上ある建築物の当該部分は、第8条、第12条、第17条、第22条、第25条又は第32条第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 政令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の部分が2以上ある建築物の当該部分は、第12条の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

水戸市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年水戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
本部員及び分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例等の一部を改正する 条例

(水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部改正)

第1条 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第150条第12項中「， 栄養士又は」を「， 栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

(水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第2条 次の各号に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）第15条第1項第2号
- (2) 水戸市障害福祉サービス事業基準条例（令和2年水戸市条例第3号）第46条第4項
- (3) 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第4号）第95条第4項
- (4) 水戸市障害者支援施設基準条例（令和2年水戸市条例第5号）第40条第5項
- (5) 水戸市指定障害者支援施設等基準条例（令和2年水戸市条例第6号）第44条第5項
- (6) 水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号）第7条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書
- (7) 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第13号）第137条第1項ただし書及び第4号， 第174条第1項ただし書及び第3号並びに第181条第1項第1号， 第2号及び第4号
- (8) 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第14号）第96条第1項ただし書及び第4号， 第136条第1項ただし書及び第3号並びに第143条第1項第1号， 第2号及び第4号
- (9) 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）第36条第2号
- (10) 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例（令和2年水戸市条例第20号）第7条第10号イ
- (11) 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例（令和2年水戸市条例第22号）第19条第1項第6号及び第29条第1項第6号

(水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部改正)

第3条 水戸市軽費老人ホーム基準条例（令和2年水戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「との」を「若しくは管理栄養士との」に， 「を，」を「又は管理栄養士を，」に改め， 同項第4号及び同条第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(水戸市養護老人ホーム基準条例の一部改正)

第4条 水戸市養護老人ホーム基準条例（令和2年水戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え， 同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え， 同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部改正)

第5条 水戸市特別養護老人ホーム基準条例（令和2年水戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第48条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(水戸市女性自立支援施設基準条例の一部改正)

第6条 水戸市女性自立支援施設基準条例（令和5年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例

水戸市地域包括支援センター基準条例（平成27年水戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。
- 3 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上である場合における当該地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1項各号に掲げる常勤の職員の員数に、おおむね6,000人ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を加えた員数を基本として、運営協議会の意見を聴いて、市長が定める員数とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年水戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上の水道」を「3年以上の水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め，「（以下「実務経験」という。）」を削り，「もの」の次に「（1年6か月以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する者に限る。）」を加え，同条第2号を次のように改める。

(2) 大学の機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第2号該当大学卒業者」という。）で卒業後4年以上の水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（2年以上の実務経験を有する者に限る。）

第3条第3号中「実務経験を有するもの」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（2年6か月以上の実務経験を有する者に限る。）」に改め，同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で卒業後6年以上の水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3年以上の実務経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「実務経験を有するもの」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3年6か月以上の実務経験を有する者に限る。）」に改め，同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で卒業後8年以上の水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（4年以上の実務経験を有する者に限る。）

第3条第5号中「1年以上，」を「2年以上，」に，「2年以上の実務経験を有するもの」を「3年以上の水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号該当大学卒業者にあっては1年以上，第2号該当大学卒業者にあっては1年6か月以上の実務経験を有する者に限る。）」に改め，同条第6号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「第1号から第4号の2までに規定する課程」に，「実務経験を有するもの」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上の年数の実務経験を有する者に限る。）」に改め，同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に，「において」を「のうち」に，「合格した」を「係るものに合格した」に，「ものに」を「者に」に，「」で「」であって，」に，「実務経験を有するもの」を「水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6か月以上の実務経験を有する者に限る。）」に改め，同号の次に次の1号を加える。

(7)の2 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって，3年以上の水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上の実務経験を有する者に限る。）

第3条第8号中「水道」を「水道等」に改め，「有する者」の次に「（5年以上の水道の工事に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加える。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 大学、短期大学等若しくは高等学校等において土木工学科若しくは土木科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、大学を卒業した者にあつては3年以上、短期大学等を卒業した者にあつては5年以上、高等学校等を卒業した者にあつては7年以上の実務経験を有するもの又はこれらの課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者で修了後、5年以上の実務経験を有するもの第4条第2号中「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「の学科目」を「の課程」に改め、同条第3号中「学科目」を「課程」に改め、同条第4号中「第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目」を「前3号に規定するいずれかの課程に相当する課程」に、「年数」を「水道に関する技術上の実務に従事した年数」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(4)の2 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上の実務経験を有するもの

(4)の3 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上の実務経験を有するもの

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第4条第4号の2の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和7年度水戸市一般会計予算

令和7年度水戸市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,561,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 市税		千円 44,980,000
	1 市民税	22,997,499
	2 固定資産税	17,306,709
	3 軽自動車税	822,110
	4 市たばこ税	2,103,192
	5 入湯税	14,940
	6 都市計画税	1,735,550
2 地方譲与税		772,200
	1 地方揮発油譲与税	172,000
	2 自動車重量譲与税	552,000
	3 森林環境譲与税	48,200
3 利子割交付金		39,100
	1 利子割交付金	39,100
4 配当割交付金		273,000
	1 配当割交付金	273,000
5 株式等譲渡所得割交付金		439,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	439,000
6 法人事業税交付金		978,000
	1 法人事業税交付金	978,000
7 地方消費税交付金		7,559,000
	1 地方消費税交付金	7,559,000
8 ゴルフ場利用税交付金		65,300
	1 ゴルフ場利用税交付金	65,300
9 環境性能割交付金		86,300
	1 環境性能割交付金	86,300
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300

款	項	金 額
		千円
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300
11 地方特例交付金		309,800
	1 地方特例交付金	298,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	11,800
12 地方交付税		12,476,000
	1 地方交付税	12,476,000
13 交通安全対策特別交付金		34,000
	1 交通安全対策特別交付金	34,000
14 分担金及び負担金		2,539,626
	1 負担金	2,539,626
15 使用料及び手数料		2,807,914
	1 使用料	1,215,899
	2 手数料	1,592,015
16 国庫支出金		28,251,906
	1 国庫負担金	22,490,023
	2 国庫補助金	5,683,921
	3 委託金	77,962
17 県支出金		10,564,978
	1 県負担金	6,470,692
	2 県補助金	3,248,918
	3 委託金	845,368
18 財産収入		207,429
	1 財産運用収入	45,675
	2 財産売払収入	161,754
19 寄附金		974,250
	1 寄附金	974,250

款	項	金 額
20 繰入金		千円 3,082,983
	1 基金繰入金	3,072,983
	2 特別会計繰入金	10,000
21 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
22 諸収入		2,613,914
	1 延滞金・加算金及び過料	70,000
	2 市預金利子	16,228
	3 貸付金元利収入	162,488
	4 受託事業収入	77,467
	5 雑入	2,287,731
23 市債		8,206,000
	1 市債	8,206,000
歳 入 合 計		127,561,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 570,548
	1 議会費	570,548
2 総務費		11,117,535
	1 総務管理費	8,429,429
	2 徴税費	1,444,551
	3 戸籍住民基本台帳費	700,370
	4 選挙費	236,989
	5 統計調査費	223,912
	6 監査委員費	82,284
3 民生費		54,704,471
	1 社会福祉費	23,609,121
	2 児童福祉費	21,538,644
	3 生活保護費	9,546,803
	4 災害救助費	9,903
4 衛生費		9,789,728
	1 保健所費	2,955,169
	2 母子保健費	824,472
	3 墓園斎場費	424,076
	4 清掃費	5,494,811
	5 上水道費	91,200
5 労働費		52,599
	1 労働諸費	52,599
6 農林水産業費		1,490,676
	1 農業費	1,452,669
	2 林業費	37,447
	3 水産業費	560

款	項	金額
7 商工費		千円 1,283,288
	1 商工費	1,283,288
8 土木費		17,168,515
	1 土木管理費	529,518
	2 道路橋りょう費	3,700,451
	3 河川費	940,166
	4 都市計画費	11,156,367
	5 住宅費	842,013
9 消防費		3,975,987
	1 消防費	3,975,987
10 教育費		16,119,127
	1 教育総務費	1,664,891
	2 小学校費	5,456,797
	3 中学校費	1,815,537
	4 幼稚園費	2,371,909
	5 社会教育費	1,178,420
	6 保健体育費	3,631,573
11 災害復旧費		2
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	1
12 公債費		11,088,524
	1 公債費	11,088,524
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		127,561,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	常澄庁舎長寿命化改修事業	千円 22,000	令和7年度	千円 13,200
				令和8年度	8,800
		五軒市民センター改築事業（解体工事）	282,000	令和7年度	91,800
				令和8年度	190,200
		五軒市民センター改築事業（基本・実施設計委託）	60,000	令和7年度	36,000
				令和8年度	24,000
4 衛生費	4 清掃費	旧清掃事務所等跡地整備事業	1,406,000	令和7年度	355,500
				令和8年度	564,300
				令和9年度	486,200
8 土木費	3 河川費	内原町調整池整備事業	330,000	令和7年度	106,000
				令和8年度	224,000
	4 都市計画費	東赤塚都市下水路整備事業	320,000	令和7年度	128,000
				令和8年度	192,000
10 教育費	3 中学校費	第四中学校校舎増築事業	855,000	令和7年度	264,000
				令和8年度	591,000
	6 保健体育費	常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修事業	686,000	令和7年度	207,000
				令和8年度	479,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
包括外部監査に係る債務負担	令和7年度から 令和8年度まで	千円 12,000
医師修学資金貸与に係る債務負担	令和7年度から 令和13年度まで	67,800
医療機関開設等促進に係る債務負担	令和7年度から 令和15年度まで	90,000
那珂川沿岸土地改良基金協会積立に係る債務負担	令和7年度から 令和8年度まで	47,484
那珂川沿岸農業水利事業に係る債務負担	令和7年度から 令和25年度まで	3,106,000
中小企業振興支援に係る債務負担	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
中心市街地店舗、事務所等開設促進に係る債務負担	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
サテライトオフィス等開設促進に係る債務負担	令和7年度から 令和8年度まで	12,000
企業立地促進に係る債務負担	令和7年度から 令和12年度まで	550,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理事業	千円 7,400	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
交通政策事業	16,200			
出張所事業	9,900			
市民センター事業	257,400			
防災対策事業	32,400			
芸術館事業	24,300			
障害福祉事業	24,300			
高齢福祉事業	273,600			
児童福祉事業	33,000			
斎場事業	45,000			
清掃事業	270,900			
上水道事業	80,500			
農業事業	148,600			
道路橋りょう事業	1,025,100			
河川事業	503,700			
都市計画事業	1,968,600			
住宅事業	195,000			
消防事業	220,100			
教育総務事業	14,400			
小学校事業	1,268,900			
中学校事業	668,400			
社会教育事業	141,600			
保健体育事業	476,700			
総務債借換	83,000			
農林水産業債借換	143,000			
土木債借換	62,000			
教育債借換	212,000			

令和7年度水戸市国民健康保険会計予算

令和7年度水戸市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,020,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 4,999,557
	1 国民健康保険税	4,999,557
2 使用料及び手数料		701
	1 手数料	701
3 国庫支出金		4,001
	1 国庫補助金	4,001
4 県支出金		15,002,096
	1 県負担金	50,010
	2 県補助金	14,952,086
5 繰入金		1,488,001
	1 一般会計繰入金	1,488,000
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		450,000
	1 繰越金	450,000
7 諸収入		75,644
	1 延滞金・加算金及び過料	60,001
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	500
	4 雑入	15,141
歳 入 合 計		22,020,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 256,744
	1 総務管理費	162,250
	2 徴税費	93,014
	3 運営協議会費	680
	4 趣旨普及費	800
2 保険給付費		14,749,000
	1 療養諸費	12,799,360
	2 出産育児諸費	90,040
	3 葬祭諸費	17,500
	4 高額療養諸費	1,842,000
	5 移送費	100
3 国民健康保険事業費納付金		6,555,204
	1 医療給付費納付金	4,224,890
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,730,724
	3 介護納付金納付金	599,590
4 保健事業費		217,062
	1 特定健康診査等事業費	153,419
	2 保健事業費	63,643
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 諸支出金		41,989
	1 償還金及び還付加算金	41,989
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		22,020,000

令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算

令和7年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,022,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 458,596
	1 使用料	458,593
	2 手数料	3
2 財産収入		1,292
	1 財産運用収入	1,292
3 繰入金		1,000
	1 一般会計繰入金	1,000
4 繰越金		59,475
	1 繰越金	59,475
5 諸収入		191,637
	1 市預金利子	2
	2 雑入	191,635
6 市債		310,000
	1 市債	310,000
歳 入 合 計		1,022,000

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場費		千円 973,528
	1 卸売市場費	973,528
2 公債費		46,797
	1 公債費	46,797
3 予備費		1,675
	1 予備費	1,675
歳 出 合 計		1,022,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場事業	千円 310,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和7年度水戸市駐車場事業会計予算

令和7年度水戸市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 104,997
	1 使用料	104,987
	2 手数料	10
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
4 市債		80,000
	1 市債	80,000
歳 入 合 計		185,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場費		千円 158,828
	1 駐車場費	158,828
2 公債費		14,564
	1 公債費	14,564
3 諸支出金		10,000
	1 繰出金	10,000
4 予備費		1,608
	1 予備費	1,608
歳 出 合 計		185,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場事業	千円 80,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和7年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算

令和7年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 43,998
	1 財産売却収入	43,998
2 繰入金		89,000
	1 一般会計繰入金	89,000
3 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		173,000

歳 出

款	項	金 額
1 東前第二土地区画整理事業費		千円 146,600
	1 東前第二土地区画整理事業費	146,600
2 公債費		25,899
	1 公債費	25,899
3 予備費		501
	1 予備費	501
歳 出 合 計		173,000

令和7年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算

令和7年度水戸市の公共用地先行取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 46,198
	1 一般会計繰入金	46,198
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		46,200

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 46,167
	1 公債費	46,167
2 予備費		33
	1 予備費	33
歳 出 合 計		46,200

令和7年度水戸市介護保険会計予算

令和7年度水戸市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,834,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 5,354,554
	1 介護保険料	5,354,554
2 使用料及び手数料		1,926
	1 手数料	1,926
3 国庫支出金		5,858,793
	1 国庫負担金	4,344,249
	2 国庫補助金	1,514,544
4 支払基金交付金		6,682,540
	1 支払基金交付金	6,682,540
5 県支出金		3,640,268
	1 県負担金	3,472,462
	2 県補助金	167,806
6 財産収入		1,652
	1 財産運用収入	1,652
7 繰入金		4,256,000
	1 一般会計繰入金	3,856,000
	2 基金繰入金	400,000
8 繰越金		12,123
	1 繰越金	12,123
9 諸収入		26,144
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 市預金利子	2
	3 受託事業収入	5,162
	4 雑入	20,979
歳 入 合 計		25,834,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 437,955
	1 総務管理費	268,846
	2 徴収費	16,922
	3 介護認定費	152,187
2 保険給付費		24,051,423
	1 介護給付費	22,331,495
	2 予防給付費	468,194
	3 審査支払諸費	20,246
	4 高額介護給付費	668,848
	5 高額医療合算介護給付費	86,840
	6 特定入所者介護給付費	475,800
3 地域支援事業費		1,132,966
	1 介護予防・生活支援事業費	619,246
	2 一般介護予防事業費	92,569
	3 包括的支援・任意事業費	421,151
4 基金積立金		1,652
	1 基金積立金	1,652
5 諸支出金		10,004
	1 償還金及び還付加算金	10,004
6 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		25,834,000

令和7年度水戸市介護サービス事業会計予算

令和7年度水戸市の介護サービス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 76,509
	1 介護予防給付費収入	76,509
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2,190
	1 市預金利子	1
	2 雑入	2,189
歳 入 合 計		78,700

歳 出

款	項	金 額
1 指定介護予防支援事業費		千円 77,298
	1 指定介護予防支援事業費	77,298
2 予備費		1,402
	1 予備費	1,402
歳 出 合 計		78,700

令和7年度水戸市後期高齢者医療会計予算

令和7年度水戸市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,693,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 3,850,158
	1 後期高齢者医療保険料	3,850,158
2 使用料及び手数料		29
	1 手数料	29
3 国庫支出金		1,000
	1 国庫補助金	1,000
4 繰入金		821,000
	1 一般会計繰入金	821,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		20,812
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	18,450
	3 市預金利子	1
	4 雑入	2,360
歳 入 合 計		4,693,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 101,714
	1 総務管理費	84,041
	2 徴収費	17,673
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,570,159
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,570,159
3 諸支出金		18,450
	1 償還金及び還付加算金	18,450
4 予備費		2,677
	1 予備費	2,677
歳 出 合 計		4,693,000

令和7年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和7年度水戸市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 15,000
	1 一般会計繰入金	15,000
2 繰越金		17,088
	1 繰越金	17,088
3 諸収入		12,912
	1 貸付金元利収入	10,098
	2 雑入	2,814
歳 入 合 計		45,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		千円 44,670
	1 母子父子寡婦福祉資金費	44,670
2 予備費		330
	1 予備費	330
歳 出 合 計		45,000

令和7年度水戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水戸市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	144,691件
(2) 年間総配水量	30,952,033m ³
1日平均配水量	84,800m ³
(3) 給水新設工事	1,809件
(4) 主要な建設改良事業	3,543,974千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		6,563,727千円
第1項 営業収益		6,027,749千円
第2項 営業外収益		535,546千円
第3項 特別利益		432千円
	支	出
第1款 水道事業費		6,083,900千円
第1項 営業費用		5,829,938千円
第2項 営業外費用		228,028千円
第3項 特別損失		5,847千円
第4項 予備費		20,087千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,082,752千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額294,146千円、過年度分損益勘定留保資金1,366,815千円及び当年度分損益勘定留保資金1,421,791千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,022,548千円
第1項 企業債		1,758,200千円
第2項 一般会計出資金		80,500千円
第3項 一般会計負担金		29,336千円
第4項 一般会計補助金		4,300千円
第5項 工事負担金		149,952千円
第6項 固定資産売却代金		260千円

支 出

第1款 資本的支出	5,105,300千円
第1項 建設改良費	3,543,974千円
第2項 企業債償還金	1,559,317千円
第3項 予備費	2,009千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	楮川浄水場薬品注入施設電気設備取替事業	176,000 ^{千円}	令和7年度	88,000 ^{千円}
				令和8年度	88,000
		開江浄水場ろ過池機械設備取替事業	770,000	令和7年度	257,400
				令和8年度	256,300
				令和9年度	256,300

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水車購入に係る債務負担	令和7年度から 令和8年度まで	25,000 ^{千円}

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	1,758,200 ^{千円}	普通貸借又は 債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費
第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く） | 1,015,533千円 |
| (2) 交際費 | 140千円 |
| (3) 賞与引当金繰入額 | 51,983千円 |
| (4) 法定福利費引当金繰入額 | 10,230千円 |
| (一般会計からの補助金) | |

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 児童手当補助金 | 10,700千円 |
| (たな卸資産購入限度額) | |

第12条 たな卸資産の購入限度額は、8,041千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第13条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- (1) 取得する資産

種類	名称	数量
車両	給水車	1台

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水戸市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	226,047人
(2) 年間総処理水量	30,673,298m ³
1日平均処理水量	84,036m ³
(3) 建設改良費	5,602,380千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		9,667,041千円
第1項 営業収益		4,593,616千円
第2項 営業外収益		5,073,425千円
	支	出
第1款 下水道事業費		9,486,700千円
第1項 営業費用		8,570,440千円
第2項 営業外費用		911,185千円
第3項 特別損失		1,773千円
第4項 予備費		3,302千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,139,077千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,712千円、過年度分損益勘定留保資金 273,451千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,748,914千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		6,857,323千円
第1項 企業債		3,710,600千円
第2項 一般会計出資金		592,172千円
第3項 国庫補助金		1,855,094千円
第4項 負担金及び分担金		696,557千円
第5項 固定資産売却代金		2,900千円
	支	出
第1款 資本的支出		10,996,400千円
第1項 建設改良費		5,602,380千円
第2項 資産購入費		3,160千円

第3項 企業債償還金	5,387,478千円
第4項 予備費 (継続費)	3,382千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター 第2沈砂池外 設備改築事業	2,016,000 ^{千円}	令和7年度	1,466,000 ^{千円}
				令和8年度	550,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	3,710,600 ^{千円}	普通貸借又は 債券発行	3.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる ものについて、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率）	公的資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定する ものとする。 ただし、企業財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低利 に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）	609,910千円
(2) 賞与引当金繰入額	20,744千円
(3) 法定福利費引当金繰入額	4,086千円

(一般会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、239,231千円である。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

